

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>令和 6 年12月19日</u>現在の法令に基づくものである。 (第 1 ～第 2 省略) 第 3 贈 与 税 関 係 (1 ～ 2-2-1 省略) 2-3 令和<u>6</u>年分贈与税の申告書（第 1 表の 2） (2-4 省略) 2-5 令和<u>6</u>年分贈与税の申告書（第 1 表の 3） (2-6～28 省略) 第 4 譲 渡 所 得 関 係 (1 ～ 8 省略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (10-1～56 省略) (第 5 ～第11 省略)	目 次 (注) 簿書様式は、<u>令和 6 年 4 月 1 日</u>現在の法令に基づくものである。 (第 1 ～第 2 同左) 第 3 贈 与 税 関 係 (1 ～ 2-2-1 同左) 2-3 令和<u>5</u>年分贈与税の申告書（第 1 表の 2） (2-4 同左) 2-5 令和<u>5</u>年分贈与税の申告書（第 1 表の 3） (2-6～28 同左) 第 4 譲 渡 所 得 関 係 (1 ～ 8 同左) <u>9 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成16年 1 月 1 日以後相続開始用）</u> <u>10 同付表</u> (10-1～56 同左) (第 5 ～第11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様式
2-2 加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）（通知用）
2-3 同（次葉）（通知用）

第2 《相続税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様式
57 相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書（通知用）
59 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

第3 《贈与税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様式
1 令和 年分贈与税の申告書（第1表）
2 同（控用）
2-3 令和6年分贈与税の申告書（第1表の2）
2-4 同（控用）
2-5 令和6年分贈与税の申告書（第1表の3）
2-6 同（控用）
3 令和 年分贈与税の申告書（第2表）
4 同（控用）
7-2-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕
7-2-2 同（別表）
7-2-5 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕
7-2-6 同（別表）
7-6 事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕
7-8 事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕
7-10 事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）
11 相続時精算課税選択届出書
12 同付表

- 18 平成・令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表）（通知用）
- 18-2 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）
- 18-3 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）
- 19 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第二表）（通知用）

第4 《譲渡所得関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
1 買換（代替）資産の明細書 3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書 3-3 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】 4 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書 11 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表） 18 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書 20-1 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書【特定非常災害用】 21 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書 22 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）〔土地・建物用〕 23 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用） 24 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用） 25 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 26 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合） 27 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書 27-1 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書（付表） 28 株式の異動明細書 29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5用】 30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和__年分）【租税特別措置法第41条の5用】 31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5の2用】 32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和__年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】 34 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書 36 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書（平成26年4月1日以後贈与用） 38 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書 46 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の選任届出書付表（2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合）

第 10 《更正の請求関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式	
5	同（次 葉）（贈与税）
6	同（次 葉）（贈与税－付表 1）
6-1	同（次 葉）（贈与税－付表 2）
6-2	同（次 葉）（贈与税－付表 3）

3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）

次表の「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める。

改 正 後

氏名又は
名 称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した 年分贈与税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「加算税の基礎となる税額」(又はその基礎となる金額)は、この計算明細書により計算しています。

	A	B	C	D	E	F
	前の額	後の額	贈与又は仮装部分の額	贈与又は仮装部分の額	非正当事由の額	非正当事由の額
特別贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	円	円	円	円	円
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②					
配偶者控除額	③					
贈与税分限の課税価格の合計額(①+②-③)	④					
贈与税に係る基礎控除額	⑤	,000	,000			
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	,000	,000			
⑥に対する税額	⑦					
外国税額の控除額	⑧					
医療法人持分税額控除額	⑨					
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩					
(特定贈与者氏名)	⑪	円	円	円	円	円
課税価格	⑫					
相続時特種課税に係る基礎控除額	⑬					
⑬の控除後の課税価格(⑫-⑬)	⑭					
特別控除額	⑮					
⑮の控除後の課税価格(⑭-⑮)	⑯	,000	,000			
⑯に対する税額	⑰	00	00			
外国税額の控除額	⑱					
差引税額(⑰-⑱)	⑲					
課税価格の合計額(①+②+③)	⑳	円	円	円	円	円
課税価格の合計額(①+②+③)	㉑	イ	ロ	ハ	ニ	ニ
差引税額の合計額(⑩+⑲)	㉒	00	00	00	00	00
増徴税額	㉓	㉓(ロ-イ)	円(㉓-㉒)	円(㉓-㉒)	円(㉓-㉒)	円(㉓-㉒)
加算税の基礎となる税額	㉔					

(注) 1 「㉓-㉒」とあるのは、贈与又は仮装部分の金額がない場合には「㉓-㉒」として計算しています。なお、「加算税の賦課決定通知書(通知用)」等の⑤欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「㉓-㉒」欄の金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

2 特定贈与者が複数いる場合は、「㉓+㉒+㉑」とあるのは、「㉓+㉒+特定贈与者ごとの㉑の合計額」として計算しています。

3 特定贈与者が複数いる場合は、「㉓+㉒」とあるのは、「㉓+特定贈与者ごとの㉑の合計額」として計算しています。

()枚のうち()枚目

資 3-14-2-A4 統一
(令 6.12)

改 正 前

氏名又は
名 称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した 年分贈与税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「加算税の基礎となる税額」(又はその基礎となる金額)は、この計算明細書により計算しています。

	A	B	C	D	E	F
	前の額	後の額	贈与又は仮装部分の額	贈与又は仮装部分の額	非正当事由の額	非正当事由の額
特別贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	円	円	円	円	円
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②					
配偶者控除額	③					
贈与税分限の課税価格の合計額(①+②-③)	④					
贈与税に係る基礎控除額	⑤	,000	,000			
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	,000	,000			
⑥に対する税額	⑦					
外国税額の控除額	⑧					
医療法人持分税額控除額	⑨					
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩					
(特定贈与者氏名)	⑪	円	円	円	円	円
課税価格	⑫					
相続時特種課税に係る基礎控除額	⑬					
⑬の控除後の課税価格(⑫-⑬)	⑭					
特別控除額	⑮					
⑮の控除後の課税価格(⑭-⑮)	⑯	,000	,000			
⑯に対する税額	⑰	00	00			
外国税額の控除額	⑱					
差引税額(⑰-⑱)	⑲					
課税価格の合計額(①+②+③)	⑳	円	円	円	円	円
課税価格の合計額(①+②+③)	㉑	イ	ロ	ハ	ニ	ニ
差引税額の合計額(⑩+⑲)	㉒	00	00	00	00	00
増徴税額	㉓	㉓(ロ-イ)	円(㉓-㉒)	円(㉓-㉒)	円(㉓-㉒)	円(㉓-㉒)
加算税の基礎となる税額	㉔					

(注) 1 「㉓-㉒」とあるのは、贈与又は仮装部分の金額がない場合には「㉓-㉒」として計算しています。なお、「加算税の賦課決定通知書(通知用)」等の⑤欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「㉓-㉒」欄の金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

2 特定贈与者が複数いる場合は、「㉓+㉒+㉑」とあるのは、「㉓+㉒+特定贈与者ごとの㉑の合計額」として計算しています。

3 特定贈与者が複数いる場合は、「㉓+㉒」とあるのは、「㉓+特定贈与者ごとの㉑の合計額」として計算しています。

()枚のうち()枚目

資 3-14-2-A4 統一
(令 5.12)

改正後

氏名又は
名 称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税) 次葉

	G 目的金額から他の 税目における 更正の請求に基づ く減額更正に 係る部分を控除 した 額	H Gの繰越又は仮 算事由以外の事 実のみに基づい て更正決定等が あったとした場 合の 額	I 非 正 当 事 由 部 分 の 額	J 正当な事由があ ると認められる 事実のみに基づ いて更正決定等 があった場合 の 額
特例贈与財産の価額 の合計額 (課税価格) ①	円			円
一般贈与財産の価額 の合計額 (課税価格) ②				
配偶者控除額 ③				
贈与課税分の課税価格の 合計額 (①+②-③) ④				
贈与課税に係る 基礎控除額 ⑤	,000			
⑤の控除後の 課税価格 (④-⑤) ⑥	,000			円 ,000
⑥に対する税額 ⑦				
外国税額の控除額 ⑧				
慈善法人持分税額控除額 ⑨				
差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩				
(特定贈与者氏名) ⑪	円			円
贈 税 価 格 相続時精算課税に 係る基礎控除額 ⑫				円
⑫の控除後の 課税価格 (⑪-⑫) ⑬				円 ,000
特別控除額 ⑭				
⑬の控除後の 課税価格 (⑬-⑭) ⑮	,000	,000		,000
⑮に対する税額 ⑯	00	00		00
外国税額の控除額 ⑰				
差引税額 (⑯-⑰) ⑱				
課税価格の合計額 (①+②+⑪) ㉑	円	円	円	円
差引税額の合計額 (⑩+⑱) ㉒	円	円	円	円
増 差 税 額 ㉓	(㉑-㉒) 円	(㉑-㉒) 円	(㉑-㉒) 円	(㉑-㉒) 円

- (注) 4 特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑪」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。
 5 特定贈与者が複数いる場合は、「⑩+⑱」とあるのは、「⑩+特定贈与者ごとの⑱の合計額」として計算しています。
 6 「加算税の額の計算明細書(贈与税)」の③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「㉑-㉒」の金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

() 枚のうち() 枚目

(資3-14-4-A4統一)
(令6.12)

(通知用)

改正前

氏名又は
名 称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税) 次葉

	G 目的金額から他の 税目における 更正の請求に基づ く減額更正に 係る部分を控除 した 額	H Gの繰越又は仮 算事由以外の事 実のみに基づい て更正決定等が あったとした場 合の 額	I 非 正 当 事 由 部 分 の 額	J 正当な事由があ ると認められる 事実のみに基づ いて更正決定等 があった場合 の 額
特例贈与財産の価額 の合計額 (課税価格) ①	円			円
一般贈与財産の価額 の合計額 (課税価格) ②				
配偶者控除額 ③				
贈与課税分の課税価格の 合計額 (①+②-③) ④				
贈与課税に係る 基礎控除額 ⑤	,000			
⑤の控除後の 課税価格 (④-⑤) ⑥	,000			円 ,000
⑥に対する税額 ⑦				
外国税額の控除額 ⑧				
慈善法人持分税額控除額 ⑨				
差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩				
(特定贈与者氏名) ⑪	円			円
贈 税 価 格 相続時精算課税に 係る基礎控除額 ⑫				円
⑫の控除後の 課税価格 (⑪-⑫) ⑬	,000	,000		,000
⑬に対する税額 ⑭	00	00		00
外国税額の控除額 ⑮				
差引税額 (⑭-⑮) ⑯				
課税価格の合計額 (①+②+⑪) ㉑	円	円	円	円
差引税額の合計額 (⑩+⑱) ㉒	円	円	円	円
増 差 税 額 ㉓	(㉑-㉒) 円	(㉑-㉒) 円	(㉑-㉒) 円	(㉑-㉒) 円

- (注) 4 特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑪」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。
 5 特定贈与者が複数いる場合は、「⑩+⑱」とあるのは、「⑩+特定贈与者ごとの⑱の合計額」として計算しています。
 6 「加算税の額の計算明細書(贈与税)」の③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「㉑-㉒」の金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

() 枚のうち() 枚目

(資3-14-4-A4統一)
(令6.12)

(通知用)

	旧税額計算年361号/確定 による加算税の基礎となる税額	旧税額計算年365号/確定 による加算税の基礎となる税額
増 差 税 額	(㉑-㉒) 円	(㉑-㉒-㉓) 円
加算税の基礎 となる税額	0.000円未満の端数0円	0.000円未満の端数0円

改 正 後

第 号
令和 年 月 日
住所又は居所
(所在地)
氏名又は名称 殿
税務署長 印

相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書

年 月 日に相続税法第49条第1項の規定に基づく請求があった贈与税の
課税価格については、下記のとおり開示します。

なお、この開示書は、年 月 日現在の課税価格に基づいて作成しています。

記

1 開示対象者(開示対象者が7名以上の場合は開示書付表に記載しています。)

住 所 又 は 居 所 (所 在 地)	氏 名 又 は 名 称

2 相続開始前3年以内の贈与(3に該当する贈与を除く。)

贈与税の課税価格の合計額 円

3 相続税法第21条の9第3項に該当する贈与(相続時精算課税適用分)

(注) 相続税法第21条の11の2第1項の規定による控除後の贈与税の課税価格の合計額です。

贈与税の課税価格の合計額 円

(資4-92-2-A4続一)

改 正 前

第 号
令和 年 月 日
住所又は居所
(所在地)
氏名又は名称 殿
税務署長 印

相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書

年 月 日に相続税法第49条第1項の規定に基づく請求があった贈与税の
課税価格については、下記のとおり開示します。

なお、この開示書は、年 月 日現在の課税価格に基づいて作成しています。

記

1 開示対象者(開示対象者が7名以上の場合は開示書付表に記載しています。)

住 所 又 は 居 所 (所 在 地)	氏 名 又 は 名 称

2 相続開始前3年以内の贈与(3に該当する贈与を除く。)

贈与税の課税価格の合計額 円

3 相続税法第21条の9第3項に該当する贈与(相続時精算課税適用分)

贈与税の課税価格の合計額 円

(資4-92-2-A4続一)

改 正 後

書きかた等（開示請求書）

- 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
なお、相続税法第 21 条の 17 又は第 21 条の 18 の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が 2 名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第 49 条第 1 項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が 2 人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。
- 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
なお、開示対象者が 5 名以上いる場合は、5 人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が 5 人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください。
（注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第 21 条の 9 第 3 項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。
- 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第 21 条の 17 又は第 21 条の 18 の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
- 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する口にレ印を記入してください。
- 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の口にレ印を記入してください。なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを提出してください。
（1）全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
（2）遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
（3）上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄（抄）本
開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の口にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄（抄）本も提出してください。
- 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の口にレ印を記入してください。
なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。
「送付受領」の場合には、郵送先の口にレ印を記入するとともに開示請求時に返信用切手、封筒及び住所等が確認できる書類の写し（住民票の写しなど）を提出してください。
（注）「送付受領」の場合は、原則として開示請求者の住所に郵送しますが、代理人の住所地（事業所）への郵送を希望される場合は、代理人の住所地等が確認できる書類の写しが必要となります。
- この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 前

書きかた等（開示請求書）

- 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
なお、相続税法第 21 条の 17 又は第 21 条の 18 の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が 2 名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第 49 条第 1 項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が 2 人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。
- 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
なお、開示対象者が 5 名以上いる場合は、5 人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が 5 人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください。
（注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第 21 条の 9 第 3 項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。
- 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第 21 条の 17 又は第 21 条の 18 の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
- 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する口にレ印を記入してください。
- 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の口にレ印を記入してください。なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを提出してください。
（1）全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
（2）遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
（3）上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄（抄）本
開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の口にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄（抄）本も提出してください。
- 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の口にレ印を記入してください。
なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。
「送付受領」の場合には、郵送先の口にレ印を記入するとともに開示請求時に返信用切手、封筒及び住所等が確認できる書類の写し（住民票の写しなど）を提出してください。
（注）「送付受領」の場合は、原則として開示請求者の住所に郵送しますが、代理人の住所地（事業所）への郵送を希望される場合は、代理人の住所地等が確認できる書類の写しが必要となります。
- この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

税務署長 令和0 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算欄用紙)

〒 月 日 住所

FD4751

提出用

税務署
市役所
郵便局
大正
昭和
平成
令和

住所	〒 (電話)	整理番号	名簿	事務	備考
フリガナ		種別	申告書提出年月日	財産目録コード	備考欄 印 記 号
氏名		申告書提出年月日	財産目録提出年月日	財産目録提出年月日	備考欄 印 記 号
個人番号 文は 記入年月日		申告書提出年月日	財産目録提出年月日	財産目録提出年月日	備考欄 印 記 号
出生年月日		申告書提出年月日	財産目録提出年月日	財産目録提出年月日	備考欄 印 記 号
死亡年月日		申告書提出年月日	財産目録提出年月日	財産目録提出年月日	備考欄 印 記 号

第一表
(令和6年分以降用)
(宅地取得等特定の非課税申告は申告書第一表二又は第三表の三と相対し積算課税の申告は申告書第一表と一揃に提出してください)

特例贈与と財産分

暦年課税分 (2の控除後の課税価格)

課税価格の合計額

①

課税価格の合計額

②

課税価格の合計額

③

課税価格の合計額

④

課税価格の合計額

⑤

課税価格の合計額

⑥

課税価格の合計額

⑦

課税価格の合計額

⑧

課税価格の合計額

⑨

課税価格の合計額

⑩

課税価格の合計額

⑪

課税価格の合計額

⑫

課税価格の合計額

⑬

課税価格の合計額

⑭

課税価格の合計額

⑮

課税価格の合計額

⑯

課税価格の合計額

⑰

課税価格の合計額

⑱

課税価格の合計額

⑲

課税価格の合計額

⑳

課税価格の合計額

㉑

課税価格の合計額

㉒

課税価格の合計額

㉓

課税価格の合計額

㉔

課税価格の合計額

㉕

課税価格の合計額

㉖

課税価格の合計額

㉗

課税価格の合計額

㉘

課税価格の合計額

㉙

課税価格の合計額

㉚

課税価格の合計額

㉛

課税価格の合計額

㉜

課税価格の合計額

㉝

課税価格の合計額

㉞

課税価格の合計額

㉟

課税価格の合計額

㊱

課税価格の合計額

㊲

課税価格の合計額

㊳

課税価格の合計額

㊴

課税価格の合計額

㊵

課税価格の合計額

㊶

課税価格の合計額

㊷

課税価格の合計額

㊸

課税価格の合計額

㊹

課税価格の合計額

㊺

課税価格の合計額

㊻

課税価格の合計額

㊼

課税価格の合計額

㊽

課税価格の合計額

㊾

課税価格の合計額

㊿

改正前

[illegible]

改正後

改正前

令和00年贈与税の申告書(兼贈与税の額) 修正

住所 〒 市 区 丁目 番 号 電話

氏名 フリガナ 姓 氏 名 個人番号又は法人番号 生年月日

※個人番号又は法人番号は複写されません

第一表 (令和6年分以降適用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

特例贈与財産分

暦年課税一般贈与財産分

配偶者控除額

合 計

課税額の合計額

基礎控除額

①の控除後の課税額

②に対する税額

外国税額の控除額

源泉法入持分税額控除額

商業用資産納税額控除額

申告期限までに納付すべき税額

更正税額

申告期限までに納付すべき税額の増減額

令和00年贈与税の申告書(兼贈与税の額) 修正

住所 〒 市 区 丁目 番 号 電話

氏名 フリガナ 姓 氏 名 個人番号又は法人番号 生年月日

※個人番号又は法人番号は複写されません

第一表 (令和4年分以降適用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

特例贈与財産分

暦年課税一般贈与財産分

配偶者控除額

合 計

課税額の合計額

基礎控除額

①の控除後の課税額

②に対する税額

外国税額の控除額

源泉法入持分税額控除額

商業用資産納税額控除額

申告期限までに納付すべき税額

更正税額

申告期限までに納付すべき税額の増減額

改 正 後

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人に限ります。)*が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)*に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
暦年課税に係る基礎控除額	B	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	4,900,000円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に記載します。)	D	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額の合計額(A)から暦年課税に係る基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。
$A: 6,000,000円 - B: 1,100,000円 = C: 4,900,000円$ $C: 4,900,000円 \times 20\% \text{ (特例税率)} = 980,000円 \text{ (控除額)}$ $= D: 680,000円$

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

※ご注意ください！「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は持本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合は、申告書第一表の「過去の贈与者の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入します(当該書類を重ねて提出する必要はありません)。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が5,000千円を超えるとき
②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、配偶者控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)*に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
暦年課税に係る基礎控除額	C	1,100,000円
B及びCの控除後の課税価格【A-B-C】	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に記載します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)

一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び暦年課税に係る基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。
$A: 14,000,000円 - B: 10,000,000円 - C: 1,100,000円$ $= D: 2,900,000円$ $D: 2,900,000円 \times 15\% \text{ (一般税率)} = 435,000円 \text{ (控除額)}$ $= E: 335,000円$

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】	D	15,000,000円
暦年課税に係る基礎控除額 (申告書第一表の④の金額)	E	1,100,000円
Dの控除後の課税価格【D-E】	F	13,900,000円
上記の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	3,660,000円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/A】	H	1,220,000円
上記の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	I	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	J	3,003,333円
税額 (H+J) (申告書第一表の⑦欄に記載します。)	K	4,223,333円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から暦年課税に係る基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・H)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり部分計算し、その合計額(K)を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額 (G及びH欄の計算)

$$F: 13,900,000円 \times 40\% \text{ (特例税率)} = 5,560,000円 \text{ (控除額)}$$

$$= G: 3,660,000円$$

$$G: 3,660,000円 \times (A: 5,000,000円 / D: 15,000,000円)$$

$$= H: 1,220,000円 \text{ (注1)円未満の端数があるときは、その端数部分を切り捨てます。}$$
- 一般贈与財産に対応する税額 (I及びJ欄の計算)

$$F: 13,900,000円 \times 45\% \text{ (一般税率)} = 6,255,000円 \text{ (控除額)}$$

$$= I: 4,505,000円$$

$$I: 4,505,000円 \times (B: 10,000,000円 - C: 0円) / D: 15,000,000円$$

$$= J: 3,003,333円 \text{ (注1)円未満の端数があるときは、その端数部分を切り捨てます。}$$
- 贈与税額の計算 (K欄の計算)

$$H: 1,220,000円 + J: 3,003,333円 = K: 4,223,333円$$

改 正 前

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人に限ります。)*が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)*に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	4,900,000円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に記載します。)	D	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。
$A: 6,000,000円 - B: 1,100,000円 = C: 4,900,000円$ $C: 4,900,000円 \times 20\% \text{ (特例税率)} = 980,000円 \text{ (控除額)}$ $= D: 680,000円$

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

※ご注意ください！「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は持本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与者の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入します(当該書類を重ねて提出する必要はありません)。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が5,000千円を超えるとき
②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)*に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額	C	1,100,000円
B及びCの控除後の課税価格【A-B-C】	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に記載します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)

一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。
$A: 14,000,000円 - B: 10,000,000円 - C: 1,100,000円$ $= D: 2,900,000円$ $D: 2,900,000円 \times 15\% \text{ (一般税率)} = 435,000円 \text{ (控除額)}$ $= E: 335,000円$

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Dの控除後の課税価格【D-E】	F	13,900,000円
上記の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	3,660,000円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	1,220,000円
上記の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	I	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	J	3,003,333円
税額 (H+J) (申告書第一表の⑦欄に記載します。)	K	4,223,333円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・H)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり部分計算し、その合計額(K)を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額 (G及びH欄の計算)

$$F: 13,900,000円 \times 40\% \text{ (特例税率)} = 5,560,000円 \text{ (控除額)}$$

$$= G: 3,660,000円$$

$$G: 3,660,000円 \times (A: 5,000,000円 / D: 15,000,000円)$$

$$= H: 1,220,000円 \text{ (注1)円未満の端数があるときは、その端数部分を切り捨てます。}$$
- 一般贈与財産に対応する税額 (I及びJ欄の計算)

$$F: 13,900,000円 \times 45\% \text{ (一般税率)} = 6,255,000円 \text{ (控除額)}$$

$$= I: 4,505,000円$$

$$I: 4,505,000円 \times (B: 10,000,000円 - C: 0円) / D: 15,000,000円$$

$$= J: 3,003,333円 \text{ (注1)円未満の端数があるときは、その端数部分を切り捨てます。}$$
- 贈与税額の計算 (K欄の計算)

$$H: 1,220,000円 + J: 3,003,333円 = K: 4,223,333円$$

改正後

令和6年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

FD4771

受贈者の氏名		第一表の二(令和6年分用)	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日	
氏名		令和 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額		38	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日	
氏名		令和 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額		39	
住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2)		40	
38のうち非課税の適用を受ける金額		43	
39のうち非課税の適用を受ける金額		44	
非課税の適用を受ける金額の合計額(43+44)		45	
38のうち課税価格に算入される金額(38-43)		46	
39のうち課税価格に算入される金額(39-44)		47	
新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。			
不動産番号等の明細	不動産番号等の明細	不動産番号等の明細	不動産番号等の明細
不動産番号等の明細	不動産番号等の明細	不動産番号等の明細	不動産番号等の明細

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した人は□の中にレ印を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和6年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

□ 私は、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を書類特例等へ提出しました。

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時特例課税の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅購入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅購入金等特別控除の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

※ 欄には記入しないでください。

(課5-10-1-3-A4統一)(令6.12)

改正前

令和5年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

FD4749

受贈者の氏名		第一表の二(令和5年分用)	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日	
氏名		令和 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額		35	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日	
氏名		令和 年 月 日	
続柄			
生年月日			
住宅取得等資金の合計額		36	
住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2)		37	
令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		38	
住宅資金非課税限度額の残額(37-38)		39	
35のうち非課税の適用を受ける金額		40	
36のうち非課税の適用を受ける金額		41	
非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41)		42	
35のうち課税価格に算入される金額(35-40)		43	
36のうち課税価格に算入される金額(36-41)		44	
新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。			
不動産番号等の明細	不動産番号等の明細	不動産番号等の明細	不動産番号等の明細
不動産番号等の明細	不動産番号等の明細	不動産番号等の明細	不動産番号等の明細

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和5年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した年月日

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時特例課税の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅購入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅購入金等特別控除の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

※ 欄には記入しないでください。

(課5-10-1-3-A4統一)(令5.12)

改正後

令和6年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) 修正

受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中に「印」を記入してください。 ☐ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者の続柄・生年月日	取得した財産の所在地等
氏名 住所 フリガナ 続柄 生年月日 取得した財産の所在地等 取得した年月日 住宅取得等資金の金額	令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額	38
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者の続柄・生年月日	取得した財産の所在地等
氏名 住所 フリガナ 続柄 生年月日 取得した財産の所在地等 取得した年月日 住宅取得等資金の金額	令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額	39
住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2)	40
38のうち非課税の適用を受ける金額	43
39のうち非課税の適用を受ける金額	44
非課税の適用を受ける金額の合計額(38+39)	45
38のうち課税価格に算入される金額(38-43)	46
39のうち課税価格に算入される金額(39-44)	47
新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。	
不動産番号等の明細	不動産番号

第一表の二(令和6年分用)

この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は□の中に「印」を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和6年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

☐ 私は、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を所轄税務署へ提出しました。

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

(税5-10-1-4-A4統一)(頁6,12)

改正前

令和5年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) 修正

受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中に「印」を記入してください。 ☐ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者の続柄・生年月日	取得した財産の所在地等
氏名 住所 フリガナ 続柄 生年月日 取得した財産の所在地等 取得した年月日 住宅取得等資金の金額	令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額	35
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者の続柄・生年月日	取得した財産の所在地等
氏名 住所 フリガナ 続柄 生年月日 取得した財産の所在地等 取得した年月日 住宅取得等資金の金額	令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額	36
住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2)	37
令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	38
住宅資金非課税限度額の残額(37-38)	39
35のうち非課税の適用を受ける金額	40
36のうち非課税の適用を受ける金額	41
非課税の適用を受ける金額の合計額(38+40)	42
35のうち課税価格に算入される金額(35-40)	43
36のうち課税価格に算入される金額(36-41)	44
新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。	
不動産番号等の明細	不動産番号

第一表の二(令和5年分用)

この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和5年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

(税5-10-1-4-A4統一)(頁5,12)

改正後

改正前

令和6年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

提出用		受贈者の氏名		第一表の二	
震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けず。〔注1〕					
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額	
	住所		令和 年 月 日		
	氏名		令和 年 月 日		
	関係				
★ 〔注1〕 大正〔2〕昭和〔3〕平成〔4〕		住宅取得等資金の合計額	48		
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額	
	住所		令和 年 月 日		
	氏名		令和 年 月 日		
	関係				
★ 〔注1〕 大正〔2〕昭和〔3〕平成〔4〕		住宅取得等資金の合計額	49		
住宅資金非課税限度額(1,500万円又は1,000万円)〔注2〕			50		
非課税分	総のうち非課税の適用を受ける金額		53		
	総のうち非課税の適用を受ける金額		54		
	非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54)		55		
	総のうち課税価格に算入される金額(55-53)		56		
不動産取得税の明細	総のうち課税価格に算入される金額(56-54)		57		
	新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。				
	不動産の種別				
	不動産の明細				

〔注1〕 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は□の中にレ印を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和6年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません)。

□ 私は、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を所轄税務署へ提出しました。

〔注2〕 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第8項又は第9項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

※ 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-5-A4統一)(資6.12)

令和5年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

提出用		受贈者の氏名		第一表の二	
震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けず。〔注1〕					
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額	
	住所		令和 年 月 日		
	氏名		令和 年 月 日		
	関係				
★ 〔注1〕 大正〔2〕昭和〔3〕平成〔4〕		住宅取得等資金の合計額	45		
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額	
	住所		令和 年 月 日		
	氏名		令和 年 月 日		
	関係				
★ 〔注1〕 大正〔2〕昭和〔3〕平成〔4〕		住宅取得等資金の合計額	46		
住宅資金非課税限度額(1,500万円又は1,000万円)〔注2〕			47		
令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額			48		
住宅資金非課税限度額の残額(47-48)			49		
非課税分	45のうち非課税の適用を受ける金額		50		
	46のうち非課税の適用を受ける金額		51		
	非課税の適用を受ける金額の合計額(50+51)		52		
	45のうち課税価格に算入される金額(45-50)		53		
不動産取得税の明細	46のうち課税価格に算入される金額(46-51)		54		
	新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。				
	不動産の種別				
	不動産の明細				

〔注1〕 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和5年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません)。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日

提出した税務署

税務署

〔注2〕 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

※ 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-5-A4統一)(資5.12)

改正後

令和0年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

FD4738

提出用		受贈者の氏名	
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。（単位：円）			
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）申告者との続柄・生年月日	種別	贈与した年月日	財産の価額
住所	所在地等	令和 年 月 日	数値 単位 評価 倍率
氏名		令和 年 月 日	
続柄		令和 年 月 日	
生年月日		令和 年 月 日	
財産の価額の合計額（課税価格）		26	
基礎控除後の課税価格（注1）		27	
相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円×30%）（注2）		28	
控除後の課税価格（29-28）		29	
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）		30	
特別控除額の残額（2,500万円-30）		31	
特別控除額（29の金額と31の金額のいずれか低い金額）		32	
翌年以降繰り越される特別控除額（2,500万円-32-31）		33	
控除後の課税価格（29-32）【1,000円未満切捨て】		34	000
税に対する税額（34×20%）		35	00
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）		36	
差引税額（35-36）		37	
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況			
提出・申告した年	提出・申告した年	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）	
平成 年分	平成 年分		
平成 年分	平成 年分		
平成 年分	平成 年分		
平成 年分	平成 年分		

※ 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

(注1) 特定贈与者ごとの第二表の29の金額の合計額を記載します。
なお、年の途中で死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します（その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。）。

(注2) 金額が1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄	整理番号	名称	届出番号	
	財産項目コード		確認	

※ 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (令6.12)

改正前

令和0年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

FD4737

提出用		受贈者の氏名	
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。（単位：円）			
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）申告者との続柄・生年月日	種別	贈与した年月日	財産の価額
住所	所在地等	令和 年 月 日	数値 単位 評価 倍率
氏名		令和 年 月 日	
続柄		令和 年 月 日	
生年月日		令和 年 月 日	
財産の価額の合計額（課税価格）		26	
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）		27	
特別控除額の残額（2,500万円-27）		28	
特別控除額（28の金額と29の金額のいずれか低い金額）		29	
翌年以降繰り越される特別控除額（2,500万円-29-28）		30	
控除後の課税価格（28-29）【1,000円未満切捨て】		31	000
税に対する税額（31×20%）		32	00
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）		33	
差引税額（32-33）		34	
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況			
提出・申告した年	提出・申告した年	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）	
平成 年分	平成 年分		
平成 年分	平成 年分		
平成 年分	平成 年分		
平成 年分	平成 年分		

※ (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄	整理番号	名称	届出番号	
	財産項目コード		確認	

※ 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (令5.12)

改正後

令和00年贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）修正

受贈者の氏名		第二表（令和6年分以降適用）	
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にシ印を記入してください。			
□ 私は、相続時精算課税法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。（単位：円）			
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）申告者との続柄・生年月日	贈与の日	財産を取得した年月日	財産の価額
住所	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
氏名	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
続柄	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
父 1、母 2、祖父 3、祖母 4、11-3以外 5	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
生年月日	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
財産の価額の合計額（課税価格）	26	00000000	
基礎控除額の合計額（注1）	27	00000000	
相続時精算課税に係る基礎控除額（1,000万円×0.5割）（注2）	28	00000000	
その控除後の課税価格（29-28）	29	00000000	
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	30	00000000	
特別控除額の残額（2,500万円-0割）	31	00000000	
特別控除額（0割の金額と0.5割の金額のいずれか低い金額）	32	00000000	
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-0.5割）	33	00000000	
その控除後の課税価格（30-32）【1,000円未満切捨て】	34	00000000	
税に対する税額（34×20%）	35	00000000	
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	36	00000000	
延引税額（35-36）	37	00000000	
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況	平成 令和 年分	平成 令和 年分	平成 令和 年分

- ※ 上記の欄に記入しきれないときは、裏面の用紙に記載し提出してください。
- （注1） 特定贈与者ごとの第二表の全部の金額の合計額を記載します。
なお、年の中において死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します（その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。）
- （注2） 金額の金額に1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が1,000万円になるようにその端数を調整してください。
- ◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

（資5-10-2-2-A4統一）（令5.12）

改正前

令和00年贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）修正

受贈者の氏名		第二表（令和4年分以降適用）	
次の特例の適用を受ける場合には、□の中にシ印を記入してください。			
□ 私は、相続時精算課税法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。（単位：円）			
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）申告者との続柄・生年月日	贈与の日	財産を取得した年月日	財産の価額
住所	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
氏名	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
続柄	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
父 1、母 2、祖父 3、祖母 4、11-3以外 5	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
生年月日	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4	令和00年00月00日	令和00年00月00日	00000000
財産の価額の合計額（課税価格）	26	00000000	
基礎控除額の合計額（注1）	27	00000000	
相続時精算課税に係る基礎控除額（1,000万円×0.5割）（注2）	28	00000000	
その控除後の課税価格（29-28）	29	00000000	
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	30	00000000	
特別控除額の残額（2,500万円-0割）	31	00000000	
特別控除額（0割の金額と0.5割の金額のいずれか低い金額）	32	00000000	
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-0.5割）	33	00000000	
その控除後の課税価格（30-32）【1,000円未満切捨て】	34	00000000	
税に対する税額（34×20%）	35	00000000	
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	36	00000000	
延引税額（35-36）	37	00000000	
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況	平成 令和 年分	平成 令和 年分	平成 令和 年分

- ※ 上記の欄に記入しきれないときは、裏面の用紙に記載し提出してください。
- ◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

（資5-10-2-2-A4統一）（令5.12）

改 正 後

《 書 き か た 等 》

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7）の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税額予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税額予税額の計算を行うときは、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
- また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税額予税額を計算してください。
- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- ※2 「非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5）【特例措置】の適用を受ける場合には、「特例株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「特例株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 7 号又は第 9 号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 4 号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 7 項の特別関係会社）である会社をいいます。3 (3) において同じです。）であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 9 項に規定する関係をいいます。3 (3) において同じです。）がある法人が保有する会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）の株式等、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りません。）又は同項第 2 号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税額予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) この制度の適用を受けるには、⑧欄の (i) に該当する場合には b の全部、⑨欄の (a) に該当する場合には (a－e) 以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
- (3) ⑩欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
- なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）の株式等又は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りません。）若しくは同項第 2 号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税額予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有してなかったものとして計算した価額となります。
- (4) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この制度の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税額予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書の A 欄の金額とこの計算書以外の計算書の A 欄の金額との合計額を「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の 1 の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税額予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄は、この計算書の「贈与者の氏名」欄に記載した贈与者に係る「申告書第二表」の⑤欄の金額を転記します。
- (2) ③欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500 万円からその金額を控除した残額を記入します。
- (3) ④欄の金額は、一律 20% の税率により計算し、算出された納税額予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。なお、この計算書を 2 以上又はこの計算書及び「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税額予税額の計算を行う場合には、⑤欄の金額を「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の 3 の①欄に転記します。
- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項に規定する贈与者の同条第 15 項（第 3 号に係る部分に限り、同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 24 項第 5 号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 5 項各号に定める若しくは対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
- なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が 70% 以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改 正 前

《 書 き か た 等 》

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7）の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税額予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税額予税額の計算を行うときは、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
- また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税額予税額を計算してください。
- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- ※2 「非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5）【特例措置】の適用を受ける場合には、「特例株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「特例株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 7 号又は第 9 号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 4 号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 7 項の特別関係会社）である会社をいいます。3 (3) において同じです。）であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 9 項に規定する関係をいいます。3 (3) において同じです。）がある法人が保有する会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）の株式等、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りません。）又は同項第 2 号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税額予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) この制度の適用を受けるには、⑧欄の (i) に該当する場合には b の全部、⑨欄の (a) に該当する場合には (a－e) 以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
- (3) ⑩欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
- なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）の株式等又は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りません。）若しくは同項第 2 号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税額予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有してなかったものとして計算した価額となります。
- (4) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この制度の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税額予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書の A 欄の金額とこの計算書以外の計算書の A 欄の金額との合計額を「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の 1 の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税額予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500 万円からその金額を控除した残額を記入します。
- (2) ③欄の金額は、一律 20% の税率により計算し、算出された納税額予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。なお、この計算書を 2 以上又はこの計算書及び「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税額予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式等納税額予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の 3 の①欄に転記します。
- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項に規定する贈与者の同条第 15 項（第 3 号に係る部分に限り、同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 24 項第 5 号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 5 項各号に定める若しくは対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
- なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が 70% 以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表） 【一般措置用】

経営承継受贈者の氏名			この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。	(令和6年分以降用)
特定贈与者の氏名				
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算				
① 同一の特定贈与者に係る各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額				円
② 基礎控除額				
③ 特別控除額（2,500万円－過去5年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）				
④ ②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）				円
⑤ ④に対する税額（④×20%）				
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算				
① 会社ごとの株式等納税猶予税額の計算				
会社名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）			円
イ	上記1の⑤×	イの会社は株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額	上記1の⑤欄の価額	00
ロ	上記1の⑤×	ロの会社は株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額	上記1の⑤欄の価額	00
ハ	上記1の⑤×	ハの会社は株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額	上記1の⑤欄の価額	00
ニ	上記1の⑤×	ニの会社は株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額	上記1の⑤欄の価額	00
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）				00
(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。				
3 株式等納税猶予税額の合計額				
この欄は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。 なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。				
① 相続時精算課税の適用に係る株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の3の③欄）の金額の合計額）				円
② 贈与課税の適用に係る株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」の3の③欄）の金額）				00
③ 合計（①＋②）				00
(注) ③欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に記載します。				
※ 税務署整理欄	入力	確認		

※欄には記入しないでください。

(資5-11-11-A4統一)(資6,12)

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表） 【一般措置用】

経営承継受贈者の氏名			この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。	(令和元年分以降用)
特定贈与者の氏名				
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算				
① 同一の特定贈与者に係る各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額				円
② 基礎控除額（2,500万円－過去5年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）				
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）				円
④ ③に対する税額（③×20%）				
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算				
① 会社ごとの株式等納税猶予税額の計算				
会社名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）			円
イ	上記1の④×	イの会社は株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額	上記1の④欄の価額	00
ロ	上記1の④×	ロの会社は株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額	上記1の④欄の価額	00
ハ	上記1の④×	ハの会社は株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額	上記1の④欄の価額	00
ニ	上記1の④×	ニの会社は株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額	上記1の④欄の価額	00
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）				00
(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。				
3 株式等納税猶予税額の合計額				
この欄は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。 なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。				
① 相続時精算課税の適用に係る株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の3の③欄）の金額の合計額）				円
② 贈与課税の適用に係る株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」の3の③欄）の金額）				00
③ 合計（①＋②）				00
(注) ③欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に記載します。				
※ 税務署整理欄	入力	確認		

※欄には記入しないでください。

(資5-11-11-A4統一)(資5,12)

改 正 後

《 書 き か た 等 》

- 1 この計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合で租税時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
- なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
- また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税時精算課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与税〕〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- ※1 贈与者が贈与の時ににおいて会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- ※2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその税額を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第1項第1号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3⑯において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3⑯において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りず。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) 2の①から③の欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) 3の②欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
- なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りず。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄は、この計算書の「贈与者の氏名」欄に記載した贈与者に係る「申告書第二表」の⑤欄の金額を転記します。
- (2) ③欄の金額は、過去の半年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
- (3) ④欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。なお、この計算書と2以上又はこの計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用し納税猶予税額の計算を行う場合には、⑤欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。
- 5 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親族などその他の特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
- なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改 正 前

《 書 き か た 等 》

- 1 この計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合で租税時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
- なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
- また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税時精算課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与税〕〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- ※1 贈与者が贈与の時ににおいて会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- ※2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその税額を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第1項第1号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3⑯において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3⑯において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りず。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) 2の①から③の欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) 3の②欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
- なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りず。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄の金額は、過去の半年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
- (2) ③欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。なお、この計算書と2以上又はこの計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用し納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔租税時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。
- 5 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親族などその他の特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
- なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）【特例措置用】

特例経営承継受贈者の氏名			この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。	(令和6年分以降適用)
特定贈与者の氏名				
1 あん分前の特例株式等納税猶予税額の計算				
① 同一の特定贈与者に係る各「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額				円
② 基礎控除額				
③ 特別控除額（2,500万円－過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）				
④ ②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）				円
⑤ ④に対する税額（④×20%）				
2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算				
① 会社ごとの特例株式等納税猶予税額の計算				
	会社名	特例株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		円
イ		上記1の⑤×	上記1の①欄の価額	00
ロ		上記1の⑤×	上記1の①欄の価額	00
ハ		上記1の⑤×	上記1の①欄の価額	00
ニ		上記1の⑤×	上記1の①欄の価額	00
② あん分後の特例株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）				00
(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。				
3 特例株式等納税猶予税額の合計額				
この欄は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。 なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。				
① 相続時精算課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の4の③欄）の金額の合計額）				円
② 贈与課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」の4の③欄）の金額）				00
③ 合計（①＋②）				00
(注) ③欄の特例株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の③欄に転記します。				
※ 税務署整理欄	入力	確認		

全欄には記入しないでください。

(資5-11-16-A4統一)(令6.12)

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）【特例措置用】

特例経営承継受贈者の氏名			この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。	(令和元年分以降適用)
特定贈与者の氏名				
1 あん分前の特例株式等納税猶予税額の計算				
① 同一の特定贈与者に係る各「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額				円
② 特別控除額（2,500万円－過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）				
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）				円
④ ③に対する税額（③×20%）				
2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算				
① 会社ごとの特例株式等納税猶予税額の計算				
	会社名	特例株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		円
イ		上記1の④×	上記1の①欄の価額	00
ロ		上記1の④×	上記1の①欄の価額	00
ハ		上記1の④×	上記1の①欄の価額	00
ニ		上記1の④×	上記1の①欄の価額	00
② あん分後の特例株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）				00
(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。				
3 特例株式等納税猶予税額の合計額				
この欄は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。 なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。				
① 相続時精算課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の4の③欄）の金額の合計額）				円
② 贈与課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔贈与課税〕」の4の③欄）の金額）				00
③ 合計（①＋②）				00
(注) ③欄の特例株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の③欄に転記します。				
※ 税務署整理欄	入力	確認		

全欄には記入しないでください。

(資5-11-16-A4統一)(平5.12)

改正後

事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕

特例事業受贈者の氏名		この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が暦年課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。	
贈与者の氏名			

私は、特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕の「1. 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の8第1項）」の適用を受けます。

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		③ 個人事業承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
④ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日		確認番号	
⑤ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日	⑦ 円簿化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
⑥ 贈与時における常時使用従業員数	人		認定番号	

(注) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合は⑦欄及び⑧欄は、主たるものを記載します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算	
(注) この計算書を2以上作成する場合には、納税猶予税額の計算は「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により行い、この欄への記入は不要です。	
① 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕「C」の価額	円
② 基礎控除額	1,100,000
③ ①－②の金額（1,000円未満切り捨て）	,000
④ ③に対する税額（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切り捨て）	00

3 特例受贈事業用資産の内訳等			
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第14項の規定に基づき、「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。			
贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・ ・ ・			円
・ ・ ・			
・ ・ ・			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

4 最初の特例の適用に関する事項			
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の理由	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

税務署整理欄	入力	確認	
--------	----	----	--

※欄には記入しないでください。

(表5-11-18-A4統一) (表6-12)

改正前

事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕

特例事業受贈者の氏名		この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が暦年課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。	
贈与者の氏名			

私は、特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕の「1. 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の8第1項）」の適用を受けます。

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		③ 個人事業承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
④ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日		確認番号	
⑤ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日	⑦ 円簿化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
⑥ 贈与時における常時使用従業員数	人		認定番号	

(注) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合は⑦欄及び⑧欄は、主たるものを記載します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算	
(注) この計算書を2以上作成する場合には、納税猶予税額の計算は「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により行い、この欄への記入は不要です。	
① 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕「C」の価額	円
② 基礎控除額	1,100,000
③ ①－②の金額（1,000円未満切り捨て）	,000
④ ③に対する税額（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切り捨て）	00

3 特例受贈事業用資産の内訳等			
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第14項の規定に基づき、「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。			
贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・ ・ ・			円
・ ・ ・			
・ ・ ・			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

4 最初の特例の適用に関する事項			
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の理由	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

税務署整理欄	入力	確認	
--------	----	----	--

※欄には記入しないでください。

(表5-11-18-A4統一) (表6-12)

改 正 後

《書きかた等》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
 なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」を使用してください。
 また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
 - イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
 - ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イからハまでに掲げる者を除きます。）
 - (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
 - (3) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
 - ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に転記します。なお、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の④欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 - この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 - (2) ②欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 - (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

改 正 前

《書きかた等》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
 なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」を使用してください。
 また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
 - イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
 - ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イからハまでに掲げる者を除きます。）
 - (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
 - (3) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
 - ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に転記します。なお、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の④欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 - この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 - (2) ②欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 - (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

改正後

事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕

特例事業受贈者の氏名		この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が相続時精算課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。
贈与者の氏名		この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。

私は、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日		確認番号	
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日	⑦ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
⑤ 贈与の時における常時使用従業員数	人		認定番号	

（注）特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算	
① 特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕「C」の価額	円
② 基礎控除額	
③ 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）	
④ ①―②―③の金額（1,000円未満切捨て）	,000
⑤ ④に対する税額（④×20%）（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切捨て）	00

3 特例受贈事業用資産の内訳等
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第14項の規定に基づき、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・ ・			円
・ ・			
・ ・			

（注）上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

4 最初の特例の適用に関する事項
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

※ 税務署整理欄 入力 確認

全欄には記入しないでください。

（資5-11-20-A4統一）（令5.12）

改正前

事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕

特例事業受贈者の氏名		この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が相続時精算課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。
贈与者の氏名		この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。

私は、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日		確認番号	
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日	⑦ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
⑤ 贈与の時における常時使用従業員数	人		認定番号	

（注）特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算	
① 特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕「C」の価額	円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）	
③ ①―②の金額（1,000円未満切捨て）	,000
④ ③に対する税額（③×20%）（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切捨て）	00

3 特例受贈事業用資産の内訳等
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第14項の規定に基づき、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・ ・			円
・ ・			
・ ・			

（注）上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

4 最初の特例の適用に関する事項
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

※ 税務署整理欄 入力 確認

全欄には記入しないでください。

（資5-11-20-A4統一）（令5.12）

改 正 後

《 書 き か た 等 》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」を使用してください。
また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額の合計額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
 - イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
 - ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イに掲げる者を除きます。）
 - (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
 - (3) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ②欄は、この計算書の「贈与者の氏名」欄に記載した贈与者に係る「申告書第二表」の⑧欄の金額を転記します。
 - (2) ④欄の算出された納税猶予税額は「申告書第一表」の⑨欄に転記します。
なお、この計算書を2以上作成する場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額とこの計算書以外の「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」の④欄の金額との合計額を「2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額」のB欄に記入します。
また、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の②欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 - (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 - (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

改 正 前

《 書 き か た 等 》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」を使用してください。
また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額の合計額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
 - イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
 - ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
 - ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イからハまでに掲げる者を除きます。）
 - (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
 - (3) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
 - ④欄の算出された納税猶予税額は「申告書第一表」の⑨欄に転記します。
なお、この計算書を2以上作成する場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額とこの計算書以外の「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」の④欄の金額との合計額を「2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額」のB欄に記入します。
また、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の②欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 - (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 - (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

改 正 後

事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）

特例事業受贈者の氏名		この別表は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」若しくは「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」を2以上作成する場合又は「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」及び「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」を1つずつ作成する場合に使用します。	
1 暦年課税を適用する事業用資産納税猶予税額の計算 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を2以上作成する場合に記入します。			
(I) あん分前の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 各「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の金額の合計額		円	
② 基礎控除額		円	1,100,000
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000 円未満切捨て）		円	000
④ ③に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。）			
(II) あん分後の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額の計算			
贈与者の氏名	事業用資産納税猶予税額の計算（100 円未満切捨て）		円
イ	上記1の④× _____ 上記1の③欄の価額	円	00
ロ	上記1の④× _____ 上記1の③欄の価額	円	00
ハ	上記1の④× _____ 上記1の③欄の価額	円	00
② あん分後の事業用資産納税猶予税額（イ+ロ+ハ）			A 00
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額を記載し添付してください。 2 A欄の金額を3の③欄に転記します。			
2 相対時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」を2以上作成する場合に記入します。			
各「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」の2の③欄の金額の合計額			B 00
(注) B欄の金額を3の③欄に転記します。			
3 事業用資産納税猶予税額の合計額			
① 暦年課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額（Aの金額）			円 00
② 相対時精算課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額（Bの金額）			円 00
③ 合計（①+②）			円 00
(注) ③欄の事業用資産納税猶予税額を「申告書第一表」の③欄に転記します。			
税務署整理欄	入力	確認	

※欄には記入しないでください。

〔算5-11-22-A-4 部-1〕（算5-12）

改 正 前

事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）

特例事業受贈者の氏名		この別表は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」若しくは「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」を2以上作成する場合又は「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」及び「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」を1つずつ作成する場合に使用します。	
1 暦年課税を適用する事業用資産納税猶予税額の計算 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を2以上作成する場合に記入します。			
(I) あん分前の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 各「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」の「C」欄の金額の合計額		円	
② 基礎控除額		円	1,100,000
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000 円未満切捨て）		円	000
④ ③に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。）			
(II) あん分後の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額の計算			
贈与者の氏名	事業用資産納税猶予税額の計算（100 円未満切捨て）		円
イ	上記1の④× _____ 上記1の③欄の価額	円	00
ロ	上記1の④× _____ 上記1の③欄の価額	円	00
ハ	上記1の④× _____ 上記1の③欄の価額	円	00
② あん分後の事業用資産納税猶予税額（イ+ロ+ハ）			A 00
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額を記載し添付してください。 2 A欄の金額を3の③欄に転記します。			
2 相対時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」を2以上作成する場合に記入します。			
各「事業用資産納税猶予税額の計算書（相対時精算課税）」の2の③欄の金額の合計額			B 00
(注) B欄の金額を3の③欄に転記します。			
3 事業用資産納税猶予税額の合計額			
① 暦年課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額（Aの金額）			円 00
② 相対時精算課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額（Bの金額）			円 00
③ 合計（①+②）			円 00
(注) ③欄の事業用資産納税猶予税額を「申告書第一表」の③欄に転記します。			
税務署整理欄	入力	確認	

※欄には記入しないでください。

〔算5-11-22-A-4 部-1〕（算5-12）

（令和元年分以降用）

改正後

相続時精算課税選択届出書

令和 年 月 日

住所 〒 電話 ()

又は住所

フリガナ

氏名 (生年月日) (大・昭・平 年 月 日)

個人番号

特定贈与者との続柄

私は、下記の特定贈与者から令和 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 相続時精算課税選択届出書の提出方法 (該当する場合は、□に✓印を記入してください。)

☐ 私は、贈与税の申告書を提出しないため、相続時精算課税選択届出書を単独で提出します。

(注) 贈与税の申告書を提出する場合には、贈与税の申告書 (第一表及び第二表) に添付して提出する必要があります。

4 添付書類 (次の書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

☐ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 (贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(1) 受贈者の氏名、生年月日

(2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8 (個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除) の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7 (相続時精算課税適用者の特例) の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5 (非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例) の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8 (相続時精算課税適用者の特例) の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます (この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)。

作成税理士 電話番号

税理士	届出番号	名簿番号	確認	番号確認	身元確認	確認書類
寄附	通信日付印	年 月 日 (確認者)				個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (令6.12)

改正前

相続時精算課税選択届出書

令和 年 月 日

住所 〒 電話 ()

又は住所

フリガナ

氏名 (生年月日) (大・昭・平 年 月 日)

個人番号

特定贈与者との続柄

私は、下記の特定贈与者から令和 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の書類が必要となります。

なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

☐ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

(1) 受贈者の氏名、生年月日

(2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8 (個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除) の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7 (相続時精算課税適用者の特例) の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5 (非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例) の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8 (相続時精算課税適用者の特例) の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます (この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)。

作成税理士 電話番号

※ 税務署整理欄	届出番号	名簿	確認
----------	------	----	----

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (令3.3)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

改 正 後

書 き か た 等

- 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期間内に、必要な添付書類と一緒に提出してください（贈与税の申告書を提出する場合には、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出する必要があります。）。
なお、申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。
また、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日、個人番号（12 桁）及び特定贈与者との続柄を記入してください。
なお、この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
（注）この届出書を贈与税の申告書に添付して提出する場合には、個人番号を記載する必要はありません。
- 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。
なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用により、相続税法第 21 条の 9 第 1 項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の 1 月 1 日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。
（注）孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。
- 6 「3 相続時精算課税選択届出書の提出方法」欄には、相続時精算課税選択届出書を単独で提出する場合（贈与税の申告書を提出しない場合）には、□に✓印を記入してください。
- 7 その他
 - (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
 - (2) 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名でこの届出書をその死亡を知った日の翌日から 10 か月以内に提出することになります。
この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

改 正 前

書 き か た 等

- 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。
なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用により、相続税法第 21 条の 9 第 1 項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の 1 月 1 日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。
また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。
- 6 その他
 - (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
 - (2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から 10 か月以内に提出することになります。
この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

改正後

相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名	
5 受贈者の相続開始年月日 令和 年 月 日	
6 受贈者の相続人に関する事項	
1	2
住所 又は 居所 フリガナ	住所 又は 居所 フリガナ
氏名	氏名
個人番号	個人番号
生年月日 大・昭・平・令 年 月 日	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
受贈者との続柄	受贈者との続柄
3	4
住所 又は 居所 フリガナ	住所 又は 居所 フリガナ
氏名	氏名
個人番号	個人番号
生年月日 大・昭・平・令 年 月 日	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
受贈者との続柄	受贈者との続柄
(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。 また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。	
7 相続人等の代表者の指定 代表者の氏名	
(注) 代表者を指定されるときは、その代表者の氏名を記入してください。	
8 添付書類（次の書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）	
□ 上記6に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）	
(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。	

(令和6年分以降以降用)

※ 税務署整理欄（記入しないでください。）

番号確認	身元確認	確認書類	番号確認	身元確認	確認書類
1	□ 済 □ 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	2	□ 済 □ 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
3	□ 済 □ 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	4	□ 済 □ 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

(資5-43-A4統一) (令6.12)

改正前

相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名	
4 受贈者の相続開始年月日 令和 年 月 日	
5 受贈者の相続人に関する事項	
住所 又は 居所 フリガナ	住所 又は 居所 フリガナ
氏名	氏名
生年月日 大・昭・平・令 年 月 日	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
受贈者との続柄	受贈者との続柄
住所 又は 居所 フリガナ	住所 又は 居所 フリガナ
氏名	氏名
生年月日 大・昭・平・令 年 月 日	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
受贈者との続柄	受贈者との続柄
住所 又は 居所 フリガナ	住所 又は 居所 フリガナ
氏名	氏名
生年月日 大・昭・平・令 年 月 日	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
受贈者との続柄	受贈者との続柄
(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。 また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。	
6 添付書類 次の書類が必要となります。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)	
□ 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）	
(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。	

(令和2年分以降以降用)

(資5-43-A4統一) (令3.3)

改 正 後

書 き か た 等

- 1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください。
なお、申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、個人番号（12桁）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。
なお、この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
(注) 1 死亡した受贈者の個人番号を記入する必要はありません。
2 この付表を「相続時精算課税選択届出書」と一緒に贈与税の申告書に添付して提出する場合は、受贈者の相続人の個人番号を記入する必要はありません。
- 6 「7 相続人等の代表者の指定」欄は、死亡した受贈者の贈与税に関する書類を受領する代表者を指定するときに、その代表者の氏名を記入してください。

改 正 前

書 き か た 等

- 1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。
- 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

改正後

□□□-□□□□

年分贈与税 通知書 (通知用)
及び加算税の賦課決定通知書

第 号

住所

氏名 殿

令和 年 月 日

税務署長 回

年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり
記

及び加算税の賦課決定をします。

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき	納付すべき	納税額予税額控除後の	納付すべき	納税額予税額控除後の
減 少 する	本税の額	加算税の額	減 少 する	本税の額
円	円	円	円	円
	申告 加算税			
	重加算税			

○ 納付すべき税額及び延滞税(納税額予税額がある人は、納税額予税額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額)は、同封の納付書により令和 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び繰入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

○ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合、他に未納の税額がないときは、銀行等の振替金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

○課税標準等及び税額等の計算明細

区	分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
I	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	円	円
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②		
	配偶者控除額	③		
	暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④		
	暦年課税に係る基礎控除額	⑤	00,000	00,000
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	,000	,000
	⑥に対する税額	⑦		
	外国税額の控除額	⑧		
	医療法人持分税額控除額	⑨		
	差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩		
	相対時精算課税分の課税価格の合計額	⑪		
	相対時精算課税分の差引税額の合計額	⑫		
III	課税価格の合計額(①+②+⑫)	⑬		
	差引税額(納付すべき税額)(⑩+⑫)	⑭	00	00
	農地等納税額予税額	⑮	00	00
	株式等納税額予税額	⑯	00	00
	特例株式等納税額予税額	⑰	00	00
	医療法人持分納税額予税額	⑱	00	00
	事業用資産納税額予税額	⑲	00	00
	申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳	00	00

○加算税の額の計算明細

課税決定額		課税決定額			課税決定後の課税決定額			減額する額
		加算税の基礎となる税額	加算税の割合	加算税の額	加算税の基礎となる税額	加算税の割合	加算税の額	
円	(A)	円	(B×C)	円	円	(D×E)	円	
中央市加算税	① 通常	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000	
	② 第1号に係る部分	0,000	5 /100	0,000	0,000	5 /100	0,000	
	③ 第2号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000	
	④ 第3号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000	
	⑤ 第4号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000	
	⑥ 第5号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000	
	⑦ 第6号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000	
	⑧ 第7号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000	
	⑨ 第8号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000	
	⑩ 第9号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000	
⑪ 第10号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
⑫ 第11号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
⑬ 第12号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
⑭ 第13号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
⑮ 第14号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
⑯ 第15号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
⑰ 第16号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
⑱ 第17号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
⑲ 第18号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
⑳ 第19号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉑ 第20号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉒ 第21号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉓ 第22号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉔ 第23号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉕ 第24号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉖ 第25号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉗ 第26号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉘ 第27号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉙ 第28号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉚ 第29号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉛ 第30号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉜ 第31号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉝ 第32号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉞ 第33号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㉟ 第34号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊱ 第35号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊲ 第36号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊳ 第37号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊴ 第38号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊵ 第39号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊶ 第40号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊷ 第41号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊸ 第42号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊹ 第43号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊺ 第44号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊻ 第45号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊼ 第46号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第47号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第48号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第49号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第50号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第51号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第52号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第53号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第54号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第55号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第56号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第57号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第58号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第59号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第60号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第61号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第62号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第63号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第64号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第65号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第66号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第67号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第68号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第69号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第70号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第71号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第72号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第73号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第74号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第75号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第76号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第77号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第78号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第79号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第80号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第81号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第82号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第83号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第84号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第85号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第86号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第87号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第88号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第89号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第90号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第91号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第92号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第93号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第94号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第95号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第96号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第97号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第98号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第99号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第100号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第101号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第102号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第103号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第104号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第105号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第106号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第107号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第108号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第109号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第110号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第111号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第112号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第113号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第114号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第115号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第116号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第117号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第118号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第119号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第120号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第121号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第122号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第123号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第124号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第125号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第126号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第127号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第128号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第129号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第130号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第131号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第132号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第133号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第134号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第135号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第136号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第137号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第138号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第139号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第140号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第141号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第142号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第143号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第144号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第145号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第146号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第147号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第148号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊽ 第149号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊾ 第150号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		
㊿ 第151号に係る部分	0,000	/100	0,000	0,000	/100	0,000		

改正後

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。
課税標準等の計算明細の③欄又は④欄の金額は、「令和6年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和6年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑤欄又は⑥欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ④			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑤			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (④ + ⑤) ⑥			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ④) ⑦			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑤) ⑧			

改正前

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。
課税標準等の計算明細の③欄又は④欄の金額は、「令和5年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和5年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑤欄又は⑥欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
令和4年分の贈与税の申告で 非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 (③ - ④) ⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑥			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑥ + ⑦) ⑧			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑥) ⑨			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑦) ⑩			

改 正 後

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕
(通知用)

氏名 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の⑤欄又は⑩欄の金額は、「令和6年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和6年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑩欄又は⑩欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①			
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②			
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑥			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑥ + ⑦) ⑧			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑥) ⑨			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑦) ⑩			

(第一表の三)(令和6年分用)

改 正 前

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕
(通知用)

氏名 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の⑤欄又は⑩欄の金額は、「令和5年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和5年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑩欄又は⑩欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①			
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②			
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③			
令和4年分の贈与税の申告で 非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 (③ - ④) ⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑥			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑥ + ⑦) ⑧			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑥) ⑨			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑦) ⑩			

(第一表の三)(令和5年分用)

改 正 後

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
【相続時精算課税分に係る明細】

氏名 殿

この表は、「令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅱ 相続時精算課税分」欄の特定贈与者ごとの計算明細です。

○課税標準等及び税額等の計算明細

区 分		特定贈与者の氏名		
		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
財産の価額の合計額(課税価格)	①			
特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額	②			
相続時精算課税に係る基礎控除額 (110万円×①÷②)	③			
③の控除後の課税価格(①-③)	④			
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	⑤			
特別控除額の残額(2,500万円-⑤)	⑥			
特 別 控 除 額 (④の金額と⑥の金額のいずれか低い金額)	⑦			
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-⑥-⑦)	⑧			
⑦の控除後の課税価格(④-⑦)	⑨	,000	,000	,000
⑨に対する税額(⑨×20%)	⑩	00	00	00
外国税額の控除額	⑪			
差引税額(⑩-⑪)	⑫			

()税のうち()税Ⅱ

(資5-23-2-1-A4統一)

改 正 前

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
【相続時精算課税分に係る明細】

氏名 殿

この表は、「令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅱ 相続時精算課税分」欄の特定贈与者ごとの計算明細です。

○課税標準等及び税額等の計算明細

区 分		特定贈与者の氏名		
		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
財産の価額の合計額(課税価格)	①			
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	②			
特別控除額の残額(2,500万円-②)	③			
特 別 控 除 額 (①の金額と③の金額のいずれか低い金額)	④			
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-③-④)	⑤			
④の控除後の課税価格(①-④)	⑥	,000	,000	,000
⑥に対する税額(⑥×20%)	⑦	00	00	00
外国税額の控除額	⑧			
差引税額(⑦-⑧)	⑨			

()税のうち()税Ⅱ

(資5-23-2-1-A4統一)

(第二表) (令和6年分以降用)

(第二表) (令和元年分以降用)

改 正 後

令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第二表）
〔相続時精算課税分に係る明細〕

使用目的

この通知書は、「贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の第二表であり、相続時精算課税分に係る明細書として使用するものである。

改 正 前

令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第二表）
〔相続時精算課税分に係る明細〕

使用目的

この通知書は、「贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の第二表であり、相続時精算課税分に係る明細書として使用するものである。

改 正 後

税務署
令和 年 月 日提出

名 簿 番 号

買 換（代 替）資 産 の 明 細 書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文
〔租税特別措置法〕 第 条 第 項
〔震災特例法〕 第 条 第 項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類	数	量	㎡
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数	量	㎡
取 得 資 産 の 該 当 条 項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 (23区・23区以外の都市区域・都市区域以外の地域 (主たる事務所、資産...)) (2) 第37条の5第1項の表の 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第 号 ()		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

(但) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

改 正 前

税務署
令和 年 月 日提出

名 簿 番 号

買 換（代 替）資 産 の 明 細 書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文
〔租税特別措置法〕 第 条 第 項
〔震災特例法〕 第 条 第 項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類	数	量	㎡
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数	量	㎡
取 得 資 産 の 該 当 条 項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 (23区・23区以外の都市区域・都市区域以外の地域 (主たる事務所、資産...)) (2) 第37条の5第1項の表の 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第 号 ()		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

(但) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

改 正 後

買換（代替）資産の明細書

1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法⁽¹⁾第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

④ 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正前の震災特例法を指します。以下同じです。

2 記載要領等

(1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。

(2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する取得資産の所在地又は種類を○で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、措置法第37条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける場合で、個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等の買換え（東京都23区の地域内から集中地域以外の地域内にある資産への買換え又は集中地域以外の地域内から東京都23区の地域内にある資産への買換えの場合に限りです。）のときには、括弧内の「主たる事務所資産」を○で囲みます。

また、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。

④ 1 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。

2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

(3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第19項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

改 正 前

買換（代替）資産の明細書

1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。

(2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する取得資産の所在地又は種類を○で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、措置法第37条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける場合で、個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等の買換え（東京都23区の地域内から集中地域以外の地域内にある資産への買換え又は集中地域以外の地域内から東京都23区の地域内にある資産への買換えの場合に限りです。）のときには、括弧内の「主たる事務所資産」を○で囲みます。

また、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。

④ 1 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。

2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

(3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第19項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

改正後

改正前

名簿番号

名簿番号

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

 税務署長 令和____年____月____日提出	申請者	住所	〒
	フリガナ 氏 名		電 話 ()
【租税特別措置法 震災特例法】 第____条____第____項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。			
記			
1 譲渡した資産の明細			
所在地			
資産の種類	数	量	m
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日
2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細			
資産の種類	数	量	m
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第____号 (22区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (…主たる事務所資産…)		
	(2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅)		
取得価額の見積額	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第____号 ()		
	取得予定年月日	年	月 日
やむを得ない事情の詳細	認定を受けようとする年月日	年	月 日
問与税理士	電話番号		

(資6-80-1-A4統一)
第11

 税務署長 令和____年____月____日提出	申請者	住所	〒
	フリガナ 氏 名		電 話 ()
【租税特別措置法 震災特例法】 第____条____第____項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。			
記			
1 譲渡した資産の明細			
所在地			
資産の種類	数	量	m
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日
2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細			
資産の種類	数	量	m
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第____号 (22区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (…主たる事務所資産…)		
	(2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅)		
取得価額の見積額	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第____号 ()		
	取得予定年月日	年	月 日
やむを得ない事情の詳細	認定を受けようとする年月日	年	月 日
問与税理士	電話番号		

(資6-80-1-A4統一)
第11

改 正 後

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法^(注)第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

(注) 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正前の震災特例法を指します。以下同じです。

2 記載要領等

(1) 「租税特別措置法」欄については、該当する文字を○で囲みます。

(2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する取得資産の所在地又は種類を○で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、措置法第37条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける場合で、個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等の買換え（東京都23区の地域内から集中地域以外の地域内にある資産への買換え又は集中地域以外の地域内から東京都23区の地域内にある資産への買換えの場合に限ります。）のときには、括弧内の「主たる事務所資産」を○で囲みます。

また、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。

(注)1 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。

2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

(3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。

(4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

改 正 前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「租税特別措置法」欄については、該当する文字を○で囲みます。

(2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する取得資産の所在地又は種類を○で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、措置法第37条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける場合で、個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等の買換え（東京都23区の地域内から集中地域以外の地域内にある資産への買換え又は集中地域以外の地域内から東京都23区の地域内にある資産への買換えの場合に限ります。）のときには、括弧内の「主たる事務所資産」を○で囲みます。

また、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。

(注)1 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。

2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

(3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。

(4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

改 正 後

改 正 前

申請書 提出日	通知日付の年月日	(印鑑)	年分	名称番号
	年 月 日			

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

 税務署長 令和 年 月 日提出	申 請 者	住 所 〒	() 電 話
	フリガナ	氏 名	
下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、 下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。			
記			
1 譲渡資産に関する事項			
所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日
2 買換（代替）資産に関する事項			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
取得資産の 該 当 条 項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第_1_号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第_2_号 (中高層の耐火共同住宅)		
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日		年 月 日	
取得予定年月日 (認定を受けようとする年月日)		年 月 日	
3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細			
※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。			
関与税理士		電話番号	

【特定非常災害用】

申請書 提出日	通知日付の年月日	(印鑑)	年分	名称番号
	年 月 日			

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

 税務署長 令和 年 月 日提出	申 請 者	住 所 〒	() 電 話
	フリガナ	氏 名	
下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、 下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。			
記			
1 譲渡資産に関する事項			
所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日
2 買換（代替）資産に関する事項			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
取得資産の 該 当 条 項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第_1_号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第_2_号 (中高層の耐火共同住宅)		
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日		年 月 日	
取得予定年月日 (認定を受けようとする年月日)		年 月 日	
3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細			
※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。			
関与税理士		電話番号	

【特定非常災害用】

改 正 後

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書
【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第8項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第3項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当事項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文（※）	申請期限
収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33⑤）	租税特別措置法第33条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の2②）	租税特別措置法第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2②）	租税特別措置法第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37④）	租税特別措置法第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5②）	租税特別措置法第37条の5第3項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5①）	租税特別措置法第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当事項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項の適用を受けている方（令和5年法律第3号による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」といいます。）第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方を含みます。）について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第19項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項（旧法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項）に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第3項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事柄の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

（注）この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改 正 前

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書
【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第8項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第3項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当事項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文（※）	申請期限
収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33⑤）	租税特別措置法第33条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の2②）	租税特別措置法第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2②）	租税特別措置法第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37④）	租税特別措置法第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5②）	租税特別措置法第37条の5第3項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5①）	租税特別措置法第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当事項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第3項の適用を受けている方（令和5年法律第3号による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」といいます。）第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方を含みます。）について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第19項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第3項（旧法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項）に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第3項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事柄の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

（注）この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改 正 後

改 正 前

この欄には 印を貼ってください	税務署 通信日付印の年月日 (確認) 年 月 日	整理番号 年 月 日
--------------------	-----------------------------------	---------------

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

① この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項の規定の適用は受けられません。

税務署長 令和 年 月 日提出	届出者氏名	住所 フリガナ	電話 ()
	氏名	住所	電話

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法第37条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種類			
構造又は用途			
規模・面積			
所在地			
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取得価額	円	円	円
取得資産の該当条項	租税特別措置法第37条第1項の表の 第 号 第 3 号 (23区・23区以外の市中心地・市中心地以外の地域) (主たる事務所資産)		

2 譲渡予定資産

種類			
所在地			
譲渡予定年月日			

3 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資6-73-1-A4統一)
R6.11

この欄には 印を貼ってください	税務署 通信日付印の年月日 (確認) 年 月 日	整理番号 年 月 日
--------------------	-----------------------------------	---------------

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

① この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

税務署長 令和 年 月 日提出	届出者氏名	住所 フリガナ	電話 ()
	氏名	住所	電話

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法 第37条第3項
震災特例法 第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種類			
規模			
所在地			
用途			
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取得価額	円	円	円

2 譲渡予定資産

種類			
----	--	--	--

3 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資6-73-1-A4統一)
R4.11

改 正 後

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設及び製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第 37 条第 3 項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
- ③ 租税特別措置法第 37 条第 3 項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年 3 月 15 日までに**納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 各欄は次により記載してください。
- なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
- また、令和 6 年 3 月 31 日以前に取得した資産について、租税特別措置法第 37 条第 3 項の規定の適用を受ける旨を届け出る場合には、「1 取得した資産（先行取得資産）」の「取得資産の該当条項」欄並びに「2 譲渡予定資産」の「所在地」欄及び「譲渡予定年月日」欄については、記載する必要はありません。
- (1) 「種類」欄については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
- (2) 「構造又は用途」欄については、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
- (3) 「規模・面積」欄については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。
- (4) 「所在地」欄については、その資産が船舶である場合には、記載する必要はありません。
- (5) 「取得資産の該当条項」欄については、該当する取得資産の所在地を○で囲むか、該当する号数を記載してください。
- なお、租税特別措置法第 37 条第 1 項の表の第 3 号の規定の適用を受ける場合で、個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等の買換え（東京都 23 区の地域内から集中地域以外の地域内にある資産への買換え又は集中地域以外の地域内から東京都 23 区の地域内にある資産への買換えの場合に限ります。）のときには、括弧内の「主たる事務所資産」を○で囲んでください。

改 正 前

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設及び製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第 37 条第 3 項又は震災特例法第 12 条第 3 項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
- ③ 租税特別措置法第 37 条第 3 項又は震災特例法第 12 条第 3 項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年 3 月 15 日までに**納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 各欄は次により記載してください。
- なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
- (1) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。
- (2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
- (3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。
- (4) 「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。

改 正 後

改 正 前

(削除)

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

譲渡者	住所	氏名
被相続人	住所	氏名
相続の開始があった日	年 月 日	相続税の申告書を提出した日
年 月 日	年 月 日	相続税の申告書の提出先
		税務署

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

譲渡した相続財産	所在地番			
種 類				
利用状況	数 量	m	m	m
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額 〔相続税の申告書第15表の⑥の金額、③の相続税評価額、④の贈与財産の相続税評価額、⑤の土地等の相続税評価額を記入してください。〕	④		円	
物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額	⑤		円	
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。〕	⑥		円	
相続税額 〔相続税の申告書第1表の③の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑦又は⑧の金額を記入してください。〕	⑦		円	
土地等に係る相続税額の計算 $\text{⑦} \times \frac{\text{⑧} - \text{⑤}}{\text{⑥}}$	⑧		円	
前年以前に取得費に加算した金額	⑨		円	
取得費に加算できる相続税額(⑧-⑨)			円	
取得費に加算される相続税額	⑩	円	円	円

○この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。
なお、明細書の記載に当たっては、裏面の注を参照してください。

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

譲渡した相続財産	所在地番			
種 類				
利用状況	数 量	m	m	m
相続税評価額	④	円	円	円
相続税の課税価格 〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の金額を記入してください。〕	⑥		円	
相続税額 〔相続税の申告書第1表の③の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑦又は⑧の金額を記入してください。〕	⑦		円	
取得費に加算される相続税額(⑦-⑧)	⑩	円	円	円

関与税理士	電話番号
-------	------

○平成十六年一月一日以後相続開始用

改 正 後

改 正 前

(削除)

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の③の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑬の金額)	①	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の⑭の金額)	②	円
相続財産課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑮の金額)	③	円
小 計 の 額 (相続税の申告書第1表の③の金額)	④	円
相 続 税 額 (①+②+③+④)	⑤	円

2 相続税の申告書第1表の③の小計の額がない場合

算 出 税 額 (相続税の申告書第1表の⑨又は⑩の金額)	⑥	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の⑪の金額)	⑦	円
合 計 (⑥+⑦)	⑧	円
税 額 控 除 等		
配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の①又は②の金額)	①	円
未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の①の②又は③の金額)	②	円
障害者控除額 (相続税の申告書第6表の②の②又は③の金額)	③	円
外国税額控除額	④	円
計 (①+②+③+④)	⑤	円
相 続 税 額 (⑧-⑤) (赤字の場合は0と記入してください。)	⑥	円

(注) 1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において贈与財産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含みません。
- 「③」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、物納申請している土地等をいいます。
なお、物納の許可を受けた相続税額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納する予定の相続税額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「⑥」の金額には含みません。
- 「⑥」又は「⑧」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「⑥」又は「⑧」の金額は、その譲渡益相当額となります。
- 譲渡した土地等が二以上ある場合の「⑥」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。
なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「⑥」の金額が0になる場合を除きます）。
- 「③」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{の相続税評価額}} \times \frac{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}}$$
- 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「⑧」、「⑨」又は「⑩」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{イ「⑧」の金額} &= \frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{の相続税評価額}} - (\text{支払代償金}) \times \frac{(\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}) - (\text{相続税の課税価格(「⑥」の金額)} + (\text{支払代償金}))}{(\text{相続税の課税価格(「⑥」の金額)} + (\text{支払代償金}))} \\ \text{ロ「⑨」の金額} &= \frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{の相続税評価額}} - (\text{支払代償金}) \times \frac{(\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}) - (\text{相続税の課税価格(「⑥」の金額)} + (\text{支払代償金}))}{(\text{相続税の課税価格(「⑥」の金額)} + (\text{支払代償金}))} \\ \text{ハ「⑩」の金額} &= \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{の相続税評価額}} - (\text{支払代償金}) \times \frac{(\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}) - (\text{相続税の課税価格(「⑥」の金額)} + (\text{支払代償金}))}{(\text{相続税の課税価格(「⑥」の金額)} + (\text{支払代償金}))} \end{aligned}$$

2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

- 相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産の明細書）、第15表（相続財産の種類別価額表）
- 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」
- 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙（物納財産目録）」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署（資産税担当）におたずねください。

改 正 後

保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「㊸」欄から「㊾」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

改 正 前

保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「㊸」欄から「㊾」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

改 正 後

改 正 前

この欄には
書かないで
ください。

税務署 印	通付日付印の年月日 (確認)	名 簿 番 号	番号確認
	年 月 日		

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

税務署印 税務署長 令和____年____月____日提出	申請者 事務所等	住所又は所在地 (電話)	〒 ()
		氏名又は名称	
		(法人の場合) 代表者氏名	
		(法人の場合) 法人番号	
		所在地 (電話)	()
		名 称	
		代表者又は責任者	

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{第1}項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

や む を 得 な い 事 情 等	1 該当事由	租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{第1} 項第____号該当
	2 上記事由の詳細	
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{第1} 項第____号に該当する事業の場合における同条第 ^{第2} 項に規定する所轄税務署長が当初認定した日	____年____月____日
当 該 事 業 の 完 成 予 定	1 着工予定年月日	____年____月____日
	2 完成予定年月日	____年____月____日
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{第1} 項に規定する開発許可等を受けることができる と見込まれる日(認定を受けようとする日)	____年____月____日

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資6-64-A4統一)
B5.11

この欄には
書かないで
ください。

税務署 印	通付日付印の年月日 (確認)	名 簿 番 号	番号確認
	年 月 日		

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

税務署印 税務署長 令和____年____月____日提出	申請者 事務所等	住所又は所在地 (電話)	〒 ()
		氏名又は名称	
		(法人の場合) 代表者氏名	
		(法人の場合) 法人番号	
		所在地 (電話)	()
		名 称	
		代表者又は責任者	

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{第1}項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

や む を 得 な い 事 情 等	1 該当事由	租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{第1} 項第____号該当
	2 上記事由の詳細	
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{第1} 項第____号に該当する事業の場合における同条第 ^{第2} 項に規定する所轄税務署長が当初認定した日	____年____月____日
当 該 事 業 の 完 成 予 定	1 着工予定年月日	____年____月____日
	2 完成予定年月日	____年____月____日
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{第1} 項に規定する開発許可等を受けることができる と見込まれる日(認定を受けようとする日)	____年____月____日

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資6-64-A4統一)
B5.11

改 正 後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成30年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成30年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成29年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成29年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

通信日付印の年月日 (確認)	年 月 日	年 分	名 簿 番 号
年 月 日			

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

税務署長 令和____年____月____日提出	申請者 (法人の場合) 代表者氏名 (法人の場合) 法人番号	住所又は所在地 (電話)	〒 ()
		氏名又は名称	
事務所等	所在地 (電話)	〒 ()	
		名称	
		代表者又は責任者	
確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。 記 申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称			
やむを得ない事情等	1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細		
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第^{※2}項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第^{※3}項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日 ____年____月____日		
当該事業の完成予定年月日等	1 完成予定年月日 ____年____月____日		
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日 ____年____月____日		

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

(注) この申請の申請期限は予定期間の末日の属する年の翌年1月15日までとされています。

様式 11

通信日付印の年月日 (確認)	年 月 日	年 分	名 簿 番 号
年 月 日			

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

税務署長 令和____年____月____日提出	申請者 (法人の場合) 代表者氏名 (法人の場合) 法人番号	住所又は所在地 (電話)	〒 ()
		氏名又は名称	
事務所等	所在地 (電話)	〒 ()	
		名称	
		代表者又は責任者	
確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。 記 申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称			
やむを得ない事情等	1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細		
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第^{※2}項第____号に該当する事業の場合における同条第^{※3}項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日 ____年____月____日		
当該事業の完成予定年月日等	1 完成予定年月日 ____年____月____日		
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日 ____年____月____日		

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。

様式 11

改 正 後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成28年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとしてその期間の延長（再延長）を申請する条項	第26項	第27項	第26項

〔※2・3〕

	譲渡した年月日					
	平成28年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後			
	※2	※3	※2	※3	※2	※3
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第23項	第24項	第24項	第25項	第23項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第25項	第26項	第26項	第25項	第25項
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により所轄税務署長が認定した日」の条項	第26項	第26項	第27項	第27項	第26項	第26項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に租税特別措置法施行令第20条の2第___項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※3〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第___項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

この欄には
貼らないで
ください

 税務署長 令和____年____月____日提出	住所	〒 _____	
	(旧住所)	(_____)	
届出者 氏名 (旧姓) (_____)	電	(_____)	
	話	(_____)	

私が、〔平成
令和〕____年____月____日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として____税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の譲渡の〔全部
一部〕が同条第2項第____号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲 渡 し た 土 地 等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積 ㎡
所 在 地	種 類	面 積 ㎡	

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資6-71-1-A4統一)
様式11

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

この欄には
貼らないで
ください

 税務署長 令和____年____月____日提出	住所	〒 _____	
	(旧住所)	(_____)	
届出者 氏名 (旧姓) (_____)	電	(_____)	
	話	(_____)	

私が、〔平成
令和〕____年____月____日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として____税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の譲渡の〔全部
一部〕が同条第2項第____号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲 渡 し た 土 地 等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積 ㎡
所 在 地	種 類	面 積 ㎡	

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資6-71-1-A4統一)
様式11

改 正 後

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の譲渡の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成26年1月2日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可(※)を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (都市計画法第29条第1項の許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	

※ 令和5年4月1日以後に行った譲渡に係る開発許可については、都市計画区域のうち以下の区域内において行われる開発行為に係るものに限られます。

- ① 市街化区域
- ② 市街化調整区域
- ③ 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の「 」欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改 正 前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の譲渡の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成25年1月2日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可(※)を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (都市計画法第29条第1項の許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	

※ 令和5年4月1日以後に行った譲渡に係る開発許可については、都市計画区域のうち以下の区域内において行われる開発行為に係るものに限られます。

- ① 市街化区域
- ② 市街化調整区域
- ③ 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の「 」欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改 正 後

改 正 前

1 面

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【令和 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この内訳書は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この内訳書や確定申告書などを作成することができます。

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関 与 税 理 士 名

(電話)

記載上の注意事項

- この内訳書は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類（※）などは、この内訳書に添付して提出してください。
※ 譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え（代替）の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面（「4」を除く）・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
（また、下記の「5面」に○を付してください。）
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

〔注〕「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(令和5年分以降用)

RS.11

1 面

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【令和 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この内訳書は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この内訳書や確定申告書などを作成することができます。

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関 与 税 理 士 名

(電話)

記載上の注意事項

- この内訳書は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類（※）などは、この内訳書に添付して提出してください。
※ 譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え（代替）の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面（「4」を除く）・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
（また、下記の「5面」に○を付してください。）
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

〔注〕「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(令和5年分以降用)

RS.11

改 正 後

改 正 前

2 面

名簿番号

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

所在地番	
(住居表示)	

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

土地	☐ 宅 地	☐ 田	(実測) m	利用状況	売買契約日
	☐ 山林	☐ 畑	(公測) m		
建物	☐ 雑種地	☐ 借地権		☐ 自己の居住用 (居住期間 年 月～ 年 月) ☐ 自己の事業用 ☐ 貸付用 ☐ 未利用 ☐ その他 ()	年 月 日 引き渡した日 年 月 日
	☐ その他 ()				

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名		共有者の持分	
土地	建物	土地	建物	土地	建物
		(住所)	(氏名)		
		(住所)	(氏名)		

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

買主	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	職業 (業種)

(4) いくらで譲渡（売却）されましたか。

① 譲渡価額	円
--------	---

【参考事項】

代金の	1回目	2回目	3回目	未収金
受領状況	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日(予定)
	円	円	円	円

お 売 り に な っ た 理 由

☐ 買主から頼まれたため
☐ 借入金返済のため
☐ 他 の 資 産 を 購 入 す る た め
☐ 事 業 資 金 を 捻 出 す る た め
☐ その他 ()

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合などの記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(※)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「(税×××円)」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(※)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「(税×××円)」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。
- 配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の譲渡など一定の場合は、「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)」(※)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄に記載してください。

※ これらの様式は、国税庁ホームページ [https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。

2 面

名簿番号

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

所在地番	
(住居表示)	

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

土地	☐ 宅 地	☐ 田	(実測) m	利用状況	売買契約日
	☐ 山林	☐ 畑	(公測) m		
建物	☐ 雑種地	☐ 借地権		☐ 自己の居住用 (居住期間 年 月～ 年 月) ☐ 自己の事業用 ☐ 貸付用 ☐ 未利用 ☐ その他 ()	年 月 日 引き渡した日 年 月 日
	☐ その他 ()				

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名		共有者の持分	
土地	建物	土地	建物	土地	建物
		(住所)	(氏名)		
		(住所)	(氏名)		

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

買主	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	職業 (業種)

(4) いくらで譲渡（売却）されましたか。

① 譲渡価額	円
--------	---

【参考事項】

代金の	1回目	2回目	3回目	未収金
受領状況	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日(予定)
	円	円	円	円

お 売 り に な っ た 理 由

☐ 買主から頼まれたため
☐ 借入金返済のため
☐ 他 の 資 産 を 購 入 す る た め
☐ 事 業 資 金 を 捻 出 す る た め
☐ その他 ()

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合などの記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(※)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「(税×××円)」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(※)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「(税×××円)」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。
- 配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の譲渡など一定の場合は、「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)」(※)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄に記載してください。

※ これらの様式は、国税庁ホームページ [https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。

改 正 後

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合（※）にのみ記載します。

※ 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けた場合、交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産を将来譲渡したときの取得費やその資産が業務用資産であるときの減価償却費の計算は、その資産の実額の取得価額ではなく、譲渡（売却）された資産から引き継がれた取得価額を基に一定の計算をすることになりますので、ご注意ください。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円

④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合【交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用買換え（措法36の2）・震災買換え（震法12）など】

区分	特例適用 条文	F 収 入 金 額	G 必 要 経 費	H 譲 渡 所 得 金 額 (F - G)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・農 業の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換（措法37・37の4）などの場合

区分	特例適用 条文	J 収 入 金 額	K 必 要 経 費	L 譲 渡 所 得 金 額 (J - K)
① ≤ ④		① × 20% ^(※)	(② + ③) × 20% ^(※)	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% ^(※)	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 業の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、譲渡資産及び買換資産の所在地等により10%、25%、30%又は40%となる場合があります。

改 正 前

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合（※）にのみ記載します。

※ 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けた場合、交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産を将来譲渡したときの取得費やその資産が業務用資産であるときの減価償却費の計算は、その資産の実額の取得価額ではなく、譲渡（売却）された資産から引き継がれた取得価額を基に一定の計算をすることになりますので、ご注意ください。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円

④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合【交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用買換え（措法36の2）・震災買換え（震法12）など】

区分	特例適用 条文	F 収 入 金 額	G 必 要 経 費	H 譲 渡 所 得 金 額 (F - G)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・農 業の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換（措法37・37の4）などの場合

区分	特例適用 条文	J 収 入 金 額	K 必 要 経 費	L 譲 渡 所 得 金 額 (J - K)
① ≤ ④		① × 20% ^(※)	(② + ③) × 20% ^(※)	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% ^(※)	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 業の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は10%、25%、30%又は40%となります。

改 正 後

5 面

現 住 所	【令和 年分】		
フリガナ氏 名	電話番号 (連絡先)	名簿番号	

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋（一の建築物）及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被 相 続 人	フリガナ氏 名	死亡年月日		年	月	日
	死亡の時にける住所					
	居 住 期 間	年 月 ～ 年 月				
		所 在 地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分	
被相続人居住用家屋	(A)		㎡	—	—	
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	(B)		㎡	—	—	
	(C)		㎡	—	—	

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。

特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	(b) ㎡	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	(c) ㎡
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種 類	離 れ	倉 庫
	床 面 積	㎡	㎡
上記の建築物の所有者	フリガナ氏 名	住所	
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left((b) \times \frac{(a)}{(a)+(d)} \right) \times \frac{(c)}{(b)}$ ㎡		

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がある場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏 名	住所	
相続の開始の時にける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等
	—	—	—
適用前譲渡	譲渡年月日	年 月 日	年 月 日
	譲渡の対価の額	円	円

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。
(令和6年分以降適用)

R6.11

改 正 前

5 面

現 住 所	【令和 年分】		
フリガナ氏 名	電話番号 (連絡先)	名簿番号	

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋（一の建築物）及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被 相 続 人	フリガナ氏 名	死亡年月日		年	月	日
	死亡の時にける住所					
	居 住 期 間	年 月 ～ 年 月				
		所 在 地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分	
被相続人居住用家屋	(A)		㎡	—	—	
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	(B)		㎡	—	—	
	(C)		㎡	—	—	

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。

特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	(b) ㎡	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	(c) ㎡
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種 類	離 れ	倉 庫
	床 面 積	㎡	㎡
上記の建築物の所有者	フリガナ氏 名	住所	
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left((b) \times \frac{(a)}{(a)+(d)} \right) \times \frac{(c)}{(b)}$ ㎡		

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がある場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏 名	住所	
相続の開始の時にける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等
	—	—	—
適用前譲渡	譲渡年月日	年 月 日	年 月 日
	譲渡の対価の額	円	円

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。
(令和4年分以降適用)

R5.11

改 正 後

【参考事項】

- 二以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合 計 ^{※2}	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取 得 費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①－(②＋③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円 ^{※1})	円	円		円	

※1 あなたを含めた被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3名以上である場合は、特別控除額が最高2,000万円となります。

※2 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。
(その他)

【建築物の位置関係等】

改 正 前

【参考事項】

- 二以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取 得 費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①－(②＋③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。
(その他)

【建築物の位置関係等】

改 正 後

改 正 前

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所 (又は 居所 事業所等)	フリガナ 氏 名
--------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、②の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合 計	④ 申告書第三表③へ	⑤
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (④－⑤) (赤字の場合には0と書いてください。)	⑥	

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③－④) (③欄の金額④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑦	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④－⑤) (③欄の金額④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑧	円

(令和6年分以降用)

FNS-11

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所 (又は 居所 事業所等)	フリガナ 氏 名
--------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、②の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合 計	④ 申告書第三表③へ	⑤
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (④－⑤) (赤字の場合には0と書いてください。)	⑥	

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③－④) (③欄の金額④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑦	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④－⑤) (③欄の金額④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑧	円

(令和4年分以降用)

FNS-11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 後

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのでき なかった上場株式等に係る譲 渡損失の金額
本年の 3年前分 (令和 年分)	(A) (前年分の付表の①欄の金額) 円	(B) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	(C) (本年の3年前分の譲渡損失 の金額を翌年以後に繰り越 すことはできません。)
本年の 2年前分 (令和 年分)	(B) (前年分の付表の①欄の金額)	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	(7) ((B)-(D)-(C)) 円
本年の 前年分 (令和 年分)	(C) (前年分の付表の①欄の金額)	(E) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	(8) ((C)-(E)-(D)) 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等 の金額から差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(E)+(F))	(F) (前年分の付表の①欄の金額)	(G) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	計算明細書の「上場株式等」の⑨へ
本年分で分離課税配当所得等金額か ら差し引く上場株式等に係る譲渡損 失の金額の合計額 ((E)+(G)+(H))	(H) (前年分の付表の①欄の金額)	(I) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	申告書第三表へ
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤)+(⑦)+(⑧)	(I) (前年分の付表の①欄の金額)	(J) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	申告書第三表へ(※2) 円

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の⑪欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した 後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※)	(6)-(10)	申告書第三表へ 円
---	----------	-----------

※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です)。

改 正 前

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのでき なかった上場株式等に係る譲 渡損失の金額
本年の 3年前分 (令和 年分)	(A) (前年分の付表の①欄の金額) 円	(B) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	(C) (本年の3年前分の譲渡損失 の金額を翌年以後に繰り越 すことはできません。)
本年の 2年前分 (令和 年分)	(B) (前年分の付表の①欄の金額)	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	(7) ((B)-(D)-(C)) 円
本年の 前年分 (令和 年分)	(C) (前年分の付表の①欄の金額)	(E) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	(8) ((C)-(E)-(D)) 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等 の金額から差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(E)+(F))	(F) (前年分の付表の①欄の金額)	(G) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	計算明細書の「上場株式等」の⑨へ
本年分で分離課税配当所得等金額か ら差し引く上場株式等に係る譲渡損 失の金額の合計額 ((E)+(G)+(H))	(H) (前年分の付表の①欄の金額)	(I) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	申告書第三表へ
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤)+(⑦)+(⑧)	(I) (前年分の付表の①欄の金額)	(J) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	申告書第三表へ(※2) 円

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の⑪欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した 後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※)	(6)-(10)	申告書第三表へ 円
---	----------	-----------

※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です)。

改 正 後

改 正 前

	一連番号		1 面
--	------	--	-----

令和__年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書付表 (特定投資株式に係る
譲渡損失の損益の計算
及び繰越控除用)

住 所 (又 は 居 所 事業所等)	フリガナ 氏 名
--------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第 37 条の 13 の 3 第 4 項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算）又は第 7 項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限りします。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。②面の 2 も同じです。)

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、③の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

一般株式等に係る譲渡所得等の金額（損失の金額がない場合には 0 と書いてください。） 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）〕の①面の△の金額〕	①	円
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には 0 と書いてください。） 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）〕の①面の①の金額〕	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額（損失の金額がない場合には 0 と書いてください。） 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）〕の①面の②の金額〕	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には 0 と書いてください。） 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）〕の①面の②の金額（※）〕	④	

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の①面の②の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の特投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の損益の計算前の特投資株式に係る譲渡損失の金額 〔①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑤	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑥	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合 計	⑧ 申告書第三表へ	⑨
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 〔⑧－⑨〕（赤字の場合には 0 と書いてください。）		⑦

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の①面の「上場株式等」の③欄の金額〕（赤字の場合には 0 と書いてください。）	⑧	円
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（⑧－⑤） 〔⑤欄の金額と⑧欄の金額の場合には 0 と書いてください。）	⑨	
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額（⑤－⑧） 〔⑤欄の金額と⑧欄の金額の場合には 0 と書いてください。）	⑩	△をつけて、申告書第三表へ
本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 〔⑤欄の金額と⑩欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑪	計算明細書の「上場株式等」の⑤へ

(令和 6 年分以降用)
R6. 11

	一連番号		1 面
--	------	--	-----

令和__年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書付表 (特定投資株式に係る
譲渡損失の損益の計算
及び繰越控除用)

住 所 (又 は 居 所 事業所等)	フリガナ 氏 名
--------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第 37 条の 13 の 3 第 4 項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算）又は第 7 項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限りします。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。②面の 2 も同じです。)

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、③の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

一般株式等に係る譲渡所得等の金額（損失の金額がない場合には 0 と書いてください。） 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）〕の①面の△の金額〕	①	円
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には 0 と書いてください。） 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）〕の①面の①の金額〕	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額（損失の金額がない場合には 0 と書いてください。） 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）〕の①面の②の金額〕	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には 0 と書いてください。） 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）〕の①面の②の金額（※）〕	④	

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の①面の②の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の特投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の損益の計算前の特投資株式に係る譲渡損失の金額 〔①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑤	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 〔③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑥	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合 計	⑧ 申告書第三表へ	⑨
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 〔⑧－⑨〕（赤字の場合には 0 と書いてください。）		⑦

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の①面の「上場株式等」の③欄の金額〕（赤字の場合には 0 と書いてください。）	⑧	円
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（⑧－⑤） 〔⑤欄の金額と⑧欄の金額の場合には 0 と書いてください。）	⑨	
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額（⑤－⑧） 〔⑤欄の金額と⑧欄の金額の場合には 0 と書いてください。）	⑩	△をつけて、申告書第三表へ
本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 〔⑤欄の金額と⑩欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額〕	⑪	計算明細書の「上場株式等」の⑤へ

(令和 5 年分以降用)
R5. 11

改 正 後

2 面

(5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (6)-(7) (5欄の金額が7欄の金額の場合には0と書いてください。)	△をつけて、申告書第三表⑤へ	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (7)-(8) (8欄の金額が7欄の金額の場合には0と書いてください。)	申告書第三表⑤へ	

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 〔令和__年分〕	A (特定投資株式に係る金額) 円 B (上場株式等に係る金額)	G (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) H (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) I (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) J (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の 2年前分 〔令和__年分〕	C (特定投資株式に係る金額) 円 D (上場株式等に係る金額)	K (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) L (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) M (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) N (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	14 (C-K-L) 円 15 (D-M-N)
本年の 前年分 〔令和__年分〕	E (特定投資株式に係る金額) 円 F (上場株式等に係る金額)	O (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) P (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) Q (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) R (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	16 (E-O-P) 円 17 (F-Q-R)
本年分一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (9+K+O)		18 計算明細書の「一般株式等」の36へ	
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (10+L+P)		19 計算明細書の「上場株式等」の36へ	
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (11+M+Q)		20 計算明細書の「上場株式等」の37へ	
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (12+R+N)		21 申告書第三表⑤へ	
翌年以後に繰り越される株式等 (特定投資株式及び上場株式等) に係る譲渡損失の金額 (13+18+19+20+21)		22 申告書第三表⑤へ	円

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (特定投資株式に係る金額)」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式及び特定投資株式がある場合)」の「一般株式等」の57欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) 及び「上場株式等」の57欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (上場株式等に係る金額)」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の57欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) 及び「31本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額

- 「31本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (33-23)	23 申告書第三表⑤へ	円
---	-------------	---

※ 23欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の23欄の金額が同23欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

改 正 前

2 面

(5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (6)-(7) (5欄の金額が7欄の金額の場合には0と書いてください。)	△をつけて、申告書第三表⑤へ	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (7)-(8) (8欄の金額が7欄の金額の場合には0と書いてください。)	申告書第三表⑤へ	

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 〔令和__年分〕	A (特定投資株式に係る金額) 円 B (上場株式等に係る金額)	G (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) H (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) I (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) J (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の 2年前分 〔令和__年分〕	C (特定投資株式に係る金額) 円 D (上場株式等に係る金額)	K (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) L (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) M (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) N (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	14 (C-K-L) 円 15 (D-M-N)
本年の 前年分 〔令和__年分〕	E (特定投資株式に係る金額) 円 F (上場株式等に係る金額)	O (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) P (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) Q (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) R (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	16 (E-O-P) 円 17 (F-Q-R)
本年分一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (9+K+O)		18 計算明細書の「一般株式等」の36へ	
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (10+L+P)		19 計算明細書の「上場株式等」の36へ	
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (11+M+Q)		20 計算明細書の「上場株式等」の37へ	
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (12+R+N)		21 申告書第三表⑤へ	
翌年以後に繰り越される株式等 (特定投資株式及び上場株式等) に係る譲渡損失の金額 (13+18+19+20+21)		22 申告書第三表⑤へ	円

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (特定投資株式に係る金額)」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式及び特定投資株式がある場合)」の「一般株式等」の57欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) 及び「上場株式等」の57欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (上場株式等に係る金額)」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の57欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) 及び「31本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額

- 「31本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (33-23)	23 申告書第三表⑤へ	円
---	-------------	---

※ 23欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の23欄の金額が同23欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

1 面

【令和 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)	()	職業	()
		関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収 入 金 額		
譲渡による収入金額 ①	円	円
そ の 他 の 収 入 ②		
小 計 (①+②) ③	申告書第三表②へ	申告書第三表②へ
必 要 経 費 (取得費等)		
取得費 (取得価額) ④		
譲渡のための委託手数料 ⑤		
⑥		
小 計 (④から⑥までの計) ⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) ⑧		
差 引 金 額 (③-⑦-⑧) ⑨		
特定投資株式の取得に要した金額等の控除 (※2) ⑩		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	申告書第三表⑦へ	黒字の場合は申告書第三表⑦へ
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫		申告書第三表⑧へ
繰越控除後の所得金額 (※4) ⑬	申告書第三表⑧へ	申告書第三表⑧へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡 (相対取引など) がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き (内書) に記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。

- ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- ※2 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
- ※3 ⑪欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- ※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文 措法 条の
措法 条の

整理欄

(令和6年分以降用)

R6.11

1 面

【令和 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)	()	職業	()
		関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収 入 金 額		
譲渡による収入金額 ①	円	円
そ の 他 の 収 入 ②		
小 計 (①+②) ③	申告書第三表②へ	申告書第三表②へ
必 要 経 費 (取得費等)		
取得費 (取得価額) ④		
譲渡のための委託手数料 ⑤		
⑥		
小 計 (④から⑥までの計) ⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) ⑧		
差 引 金 額 (③-⑦-⑧) ⑨		
特定投資株式の取得に要した金額等の控除 (※2) ⑩		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	申告書第三表⑦へ	黒字の場合は申告書第三表⑦へ
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫		申告書第三表⑧へ
繰越控除後の所得金額 (※4) ⑬	申告書第三表⑧へ	申告書第三表⑧へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡 (相対取引など) がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き (内書) に記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。

- ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- ※2 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
- ※3 ⑪欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- ※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文 措法 条の
措法 条の

整理欄

(令和5年分以降用)

R5.11

改 正 後

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口 座 区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収 入 金 額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本 店 支 店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
合 計 (上場株式等 (特定口座))			1 面 1 へ	1 面 4 へ	申告書第二表「所 得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区 分	譲 渡 年月日 (償還日)	譲渡した 株 式 等 の 銘 柄	数 量	譲渡先 (金融商品 取引業者等) の 名 称・所 在 地 等	譲渡による 収 入 金 額	取 得 費 (取得価額)	譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料	取 得 年 月 日
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ (・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
合 計					1 面 1 へ	1 面 4 へ	1 面 5 へ	
一 般 株 式 等								
上 場 株 式 等 (一般口座)					1 面 1 へ	1 面 4 へ	1 面 5 へ	

改 正 前

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口 座 区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収 入 金 額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本 店 支 店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本 店 支 店 出張所 ()			
合 計 (上場株式等 (特定口座))			1 面 1 へ	1 面 4 へ	申告書第二表「所 得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区 分	譲 渡 年月日 (償還日)	譲渡した 株 式 等 の 銘 柄	数 量	譲渡先 (金融商品 取引業者等) の 名 称・所 在 地 等	譲渡による 収 入 金 額	取 得 費 (取得価額)	譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料	取 得 年 月 日
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ (・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
合 計					1 面 1 へ	1 面 4 へ	1 面 5 へ	
一 般 株 式 等								
上 場 株 式 等 (一般口座)					1 面 1 へ	1 面 4 へ	1 面 5 へ	

改 正 後

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口 座 の 区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 ()	支 店 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 ()	支 店 ()			
合 計 (上場株式等 (特定口座))		1 画 ① へ	1 画 ④ へ		申告書第二表「所 得の内訳」欄へ

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特 定 株 式 数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額 (①×②)
株	円	円

注 ①及び②は、それぞれ清算終了等の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定株数」欄の株式数又は「⑧1株当たりの取得費」欄の金額を記載してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

① 譲渡の時の直前の特定株数	株
② 平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの期間に払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数 (①又は②のいずれか少ない株式数)	株

注 ①「譲渡の時の直前の特定株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定株数」欄の株式数を記載してください。
 ②「平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの期間に払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 ③ 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、①②の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

一般株式等	「1 所得金額の計算」①欄 (所得金額) が「A≥B」の場合	(A－(B÷2))	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ
		円	
一般株式等	「1 所得金額の計算」①欄 (所得金額) が「A<B」の場合	(A÷2)	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ
		円	
上場株式等	「1 所得金額の計算」①欄 (所得金額) が「C≥D」の場合	(C－(D÷2))	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ
		円	
上場株式等	「1 所得金額の計算」①欄 (所得金額) が「C<D」の場合	(C÷2)	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ
		円	

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区 分	譲 渡 年 月 日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数 量	譲渡先 (金融商品取引業者等) の名称・所在地等 (※1)	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取 得 年 月 日 (※2)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株 (口、円)		円	円		・ ・
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
合 計		一般株式等			1 画 ① へ	1 画 ④ へ	1 画 ⑤ へ	
		上場株式等 (一般口座)			1 画 ① へ	1 画 ④ へ	1 画 ⑤ へ	

① 同一銘柄の特定権利行使株式のうち、①取締役等の特定株式と取締役等の特定株式以外の特定株式がある場合、②取締役等の特定株式以外の特定株式で特定新株予約権の行使をした日が異なるものがある場合には、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの株式の別に記載してください。

※1 特定権利行使株式について租税特別措置法第29条の2第4項又は第5項の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書きで記載してください。

・ 同条第4項の規定によるみなし譲渡… 簡易口座等への記載等の解約、簡易口座等への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、管理契約の終了、贈与、相続、遺贈、価額譲渡

・ 同条第5項の規定によるみなし譲渡… 国外配出

※2 いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式等新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になります。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

改 正 前

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口 座 の 区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 ()	支 店 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 ()	支 店 ()			
合 計 (上場株式等 (特定口座))		1 画 ① へ	1 画 ④ へ		申告書第二表「所 得の内訳」欄へ

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特 定 株 式 数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額 (①×②)
株	円	円

注 ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定株数と、その時における1株当たりの取得費を記載してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

① 譲渡の時の直前の特定株数	株
② 平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの期間に払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数 (①又は②のいずれか少ない株式数)	株

注 ①「譲渡の時の直前の特定株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定株数」欄の株式数を記載してください。
 ②「平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの期間に払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 ③ 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、①②の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

一般株式等	「1 所得金額の計算」①欄 (所得金額) が「A≥B」の場合	(A－(B÷2))	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ
		円	
一般株式等	「1 所得金額の計算」①欄 (所得金額) が「A<B」の場合	(A÷2)	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ
		円	
上場株式等	「1 所得金額の計算」①欄 (所得金額) が「C≥D」の場合	(C－(D÷2))	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ
		円	
上場株式等	「1 所得金額の計算」①欄 (所得金額) が「C<D」の場合	(C÷2)	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ
		円	

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区 分	譲 渡 年 月 日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数 量	譲渡先 (金融商品取引業者等) の名称・所在地等 (※1)	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取 得 年 月 日 (※2)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株 (口、円)		円	円		・ ・
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
合 計		一般株式等			1 画 ① へ	1 画 ④ へ	1 画 ⑤ へ	
		上場株式等 (一般口座)			1 画 ① へ	1 画 ④ へ	1 画 ⑤ へ	

① 同一銘柄の特定権利行使株式のうち、①取締役等の特定株式と取締役等の特定株式以外の特定株式がある場合、②取締役等の特定株式以外の特定株式で特定新株予約権の行使をした日が異なるものがある場合には、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの株式の別に記載してください。

※1 特定権利行使株式について租税特別措置法第29条の2第4項又は第5項の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書きで記載してください。

・ 同条第4項の規定によるみなし譲渡… 簡易口座等への記載等の解約、簡易口座等への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、価額譲渡

・ 同条第5項の規定によるみなし譲渡… 国外配出

※2 いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式等新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になります。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

改 正 後

特定中小会社が発行した株式の
取得に要した金額等の控除の明細書

【令和__年分】

整理番号

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)		職業	
		関与税理士名 (電 話)	()

1 適用する特例の選択

- ☐ 措置法第37条の13第1項第__号__ (特定投資株式の取得に要した金額の控除等)
- ☐ 措置法第37条の13の2第1項 (設立特定株式の取得に要した金額の控除等)
- ☐ 措置法第41条の18の4第1項第__号__ (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
- ☐ 旧震災特例法第13条の3 (復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される旧措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄: ()】

① その年中の払込みによる取得の状況				② その年中の譲渡又は贈与による異動の状況			
年	月	日	株 数	年	月	日	株 数
.	.	.	株	.	.	.	株
.	.	.		.	.	.	
.	.	.		.	.	.	
.	.	.		.	.	.	
.	.	.		.	.	.	
合	計	3/1欄へ	株	合	計	3/2欄へ	株

3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定株式の数 (①－②)	(マイナスの場合は0と書いてください。) 株
④ ①の特定株式の取得に要した金額 ^{※1}	円
⑤ 控除対象特定株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (適用対象額 ^{※2})	円

※1 ④の金額には、一定の新株予約権の取得に要した金額を含みます。詳しくは、裏面の3/2をご覧ください。

※2 ⑤の金額 (適用対象額) については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のように転記します。

(1) 措置法第37条の13第1項又は第37条の13の2第1項の規定を適用する場合

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄に記載します (同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。)

なお、控除対象特定株式の銘柄が複数ある場合には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書(付表)」を作成する必要があります。詳しくは、裏面の(注)をご覧ください。

(2) 措置法第41条の18の4の規定を適用する場合 (旧震災特例法第13条の3の規定により旧措置法第41条の19を適用する場合を含みます。)

「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します。
なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある場合は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。

(令和6年分以降適用)

R6.11

改 正 前

特定中小会社が発行した株式の
取得に要した金額等の控除の明細書

【令和__年分】

整理番号

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	()
電話番号 (連絡先)		職業	
		関与税理士名 (電 話)	()

1 適用する特例の選択

- ☐ 措置法第37条の13第1項第__号__ (特定投資株式の取得に要した金額の控除等)
- ☐ 措置法第37条の13の2第1項 (設立特定株式の取得に要した金額の控除等)
- ☐ 措置法第41条の19第1項第__号__ (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
- ☐ 旧震災特例法第13条の3 (復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄: ()】

① その年中の払込みによる取得の状況				② その年中の譲渡又は贈与による異動の状況			
年	月	日	株 数	年	月	日	株 数
.	.	.	株	.	.	.	株
.	.	.		.	.	.	
.	.	.		.	.	.	
.	.	.		.	.	.	
.	.	.		.	.	.	
合	計	3/1欄へ	株	合	計	3/2欄へ	株

3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定株式の数 (①－②)	(マイナスの場合は0と書いてください。) 株
④ ①の特定株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	円

※ ⑤の金額 (適用対象額) については、次の場合の区分に応じそれぞれ次のように転記します。

(1) 措置法第37条の13第1項又は第37条の13の2第1項の規定を適用する場合

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄に記載します (同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。)

なお、一定の場合には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書(付表)」を作成する必要があります。詳細は、裏面の(注)をご覧ください。

(2) 措置法第41条の19の規定を適用する場合 (旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。)

「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します。
なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。

(令和5年分以降適用)

R5.11

改 正 後

作成要領等

- この明細書は、次の特例の適用を受ける場合に、その適用に係る株式の銘柄ごとに作成します。
- A 措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
 - B 措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）
 - C 措置法第41条の18の4第1項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）※
- ※ 旧震災特例法（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます。）第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される令和5年改正前の旧措置法第41条の19を含みます。
- 1 「1 適用する特例の選択」欄
適用を受ける特例の□に☑してください。
なお、「措置法第37条の13第1項」又は「措置法第41条の18の4第1項」を選択する場合は、下線部に該当する号数（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第37条の13第1項第2号に該当する場合は、同号イ又はロのいずれに該当するかを別を含みます。）を記載してください。
- 2 「2 その年中の株式の異動の状況」欄※1
① 「① その年中の払込みによる取得の状況」欄には、その年中に払込みにより取得をした特定株式（Bの特例の適用を受ける場合には設立特定株式をいい、Cの特例の適用を受ける場合には特定新規株式をいいます。）の号数を記載してください。
② 「② その年中の譲渡又は贈与による異動の状況」欄には、その年中に譲渡又は贈与^{※2}をした同一銘柄株式（特定株式及びその特定株式と同一銘柄の他の株式をいいます。以下同じです。）の号数をそれぞれ記載してください。
※1 発行会社から交付された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄を記載する必要はありません。
2 この場合における「譲渡又は贈与」には、特定株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同一銘柄株式の譲渡又は贈与も含まれます。
- 3 「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄
① ①から⑤までの算式に基づき、控除対象特定株式（Bの特例の適用を受ける場合には控除対象設立特定株式をいい、Cの特例の適用を受ける場合には控除対象特定新規株式をいいます。）の取得に要した金額を計算します。
② ④の金額に含まれる「一定の新株予約権」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる新株予約権（令和6年4月1日以後に取得をしたものに限ります。）をいいます。
イ 次の新株予約権の行使により取得をした特定株式についてAの特例の適用を受ける場合（イ）又は（ロ）に掲げる新株予約権
（イ） 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する特定中小会社に対する払込み（新株予約権の発行に際してするものに限ります。以下この2②において同じです。）により取得をした新株予約権
（ロ） 内国法人のうちその設立の日以後10年を経過していない一定の株式会社に該当する特定中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権（一定の投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得をしたものに限ります。）
ロ 次の新株予約権の行使により取得をした特定新規株式についてCの特例の適用を受ける場合（イ）又は（ロ）に掲げる新株予約権
（イ） 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者で、その設立の日以後の期間が1年未満の一定の株式会社に該当する特定新規中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権
（ロ） 内国法人のうちその設立の日以後5年を経過していない一定の株式会社に該当する特定新規中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権（一定の投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得をしたものに限ります。）
- (注) A又はBの特例の適用について、次の1から3までのいずれかに該当する場合には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書（付表）」を作成し、この明細書と一緒に提出してください。
1 Aの特例の適用を受ける場合において、控除対象特定株式の銘柄が複数あるとき（複数ある銘柄の全てが特例控除対象特定株式[※]に該当し、その適用を受ける金額が20億円以下の場合を除きます。）
2 Aの特例の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額のうち特例控除対象特定株式[※]に係る部分が20億円を超えるとき
3 Bの特例の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額が20億円を超えるとき
※ 「特例控除対象特定株式」とは、措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が5年未満の株式会社であることその他の要件を満たすものにより発行される一定の株式をいいます。

改 正 前

記載要領等

- この明細書は、次の特例の適用を受ける場合に、その適用に係る株式の銘柄ごとに記載します。
- A 措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
 - B 措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）
 - C 措置法第41条の19第1項[※]（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）
- ※ 旧震災特例法（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます。）第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。
- 1 「1 適用する特例の選択」欄
適用を受ける特例の□に☑してください。
なお、「措置法第37条の13第1項」又は「第41条の19第1項」を選択する場合は、下線部に該当する号数（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第37条の13第1項第2号に該当する場合は、同号イ又はロのいずれに該当するかを別を含みます。）を記載してください。
- 2 「2 その年中の株式の異動の状況」欄※1
① 「① その年中に払込みによる取得の状況」欄には、その年中に払込みにより取得をした特定株式（Bの特例の適用を受ける場合には設立特定株式をいい、Cの特例の適用を受ける場合には特定新規株式をいいます。）の号数を記載してください。
② 「② その年中に譲渡又は贈与による異動の状況」欄には、その年中に譲渡又は贈与^{※2}をした同一銘柄株式（特定株式及びその特定株式と同一銘柄の他の株式をいいます。以下同じです。）の号数をそれぞれ記載してください。
※1 発行会社から交付された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄を記載する必要はありません。
2 この場合における「譲渡又は贈与」には、特定株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同一銘柄株式の譲渡又は贈与も含まれます。
- 3 「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄
① ①から⑤までの算式に基づき、控除対象特定株式（Bの特例の適用を受ける場合には控除対象設立特定株式をいい、Cの特例の適用を受ける場合には控除対象特定新規株式をいいます。）の取得に要した金額を計算します。

(注) A又はBの特例の適用について、次の1又は2に該当する場合には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書（付表）」を作成し、この明細書と一緒に提出してください。

- 1 その年中に取得をした特例控除対象特定株式[※]の取得に要した金額の合計額につきAの特例の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額として一定の金額が20億円を超えるとき
 - 2 Bの特例の適用を受ける金額が20億円を超える場合
- ※ 「特例控除対象特定株式」とは、措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が5年未満の株式会社であることその他の要件を満たすものにより発行される一定の株式をいいます。

改 正 後

特定中小会社が発行した株式の取得に
要した金額等の控除の明細書（付表）

【令和__年分】

整理番号

現住所

フリガナ
氏 名

電話番号
(連絡先)

1 「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける場合

		控除対象特定株式（※1）			特例控除対象特定株式（※2）			合 計
		銘柄	銘柄	小計	銘柄	銘柄	小計	
		A	B	C	D	E	F	
取得に要した金額 の合計額（※3）	①	円	円	(A+B) 円	円	円	(D+E) 円	(C+F) 円
株式の種類ごとの ①の金額の割合	②			(C01/①) %			(F01/①) %	%
①の金額のうち「措置法 第37条の13第1項」の 規定の適用を受ける金額	③			(C03+C02) 円			(F03+F02) 円	(※4) 円
Fの③の金額のうち 20億円を超える部分の金額	④						(F03-20億) 円	
株式の種類別・銘柄 ごとの①の金額の割合	⑤	(A01/①) %	(B01/①) %	100.00	(D01/①) %	(E01/①) %	%	%
取得費の調整対象額	⑥	(C03+A03) 円	(C03+B03) 円		(F04+F03) 円	(F04+E03) 円		

- ※1 租税特別措置法施行令第25条の12第7項に規定する控除対象特定株式を指します。
 ※2 租税特別措置法施行令第25条の12第8項に規定する特例控除対象特定株式を指します。
 ※3 ①欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の金額を、株式の種類別・銘柄ごとに転記してください。
 ※4 ⑤の③欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄の金額の合計額（「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける年分において、「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用も受ける場合には、当該合計額をそれぞれの規定の適用を受ける株式の取得に要した金額の各合計額の比率などにより按分した後の金額）を転記してください。

2 「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける場合

		銘柄	銘柄	銘柄	合 計
		A	B	C	
取得に要した金額 の合計額（※1）	①	円	円	円	(A+B+C) 円
①の金額のうち「措置法 第37条の13の2第1項」 の規定の適用を受ける金額	②				(※2) 円
Dの②の金額のうち20億円 を超える部分の金額	③				(D02-20億) 円
株式の銘柄ごとの ①の金額の割合	④	(A01/①) %	(B01/①) %	(C01/①) %	%
取得費の調整対象額	⑤	(D03+A04) 円	(D03+B04) 円	(D03+C04) 円	円

- ※1 ①欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の金額を、控除対象特定株式の銘柄ごとに転記してください。
 ※2 ④の②欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄の金額の合計額（「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける年分において、「措置法第37条の13第1項」の規定の適用も受ける場合には、当該合計額をそれぞれの規定の適用を受ける株式の取得に要した金額の各合計額の比率などにより按分した後の金額）を転記してください。

(令和6年分以降用)

R6.11

改 正 前

特定中小会社が発行した株式の取得に
要した金額等の控除の明細書（付表）

【令和__年分】

整理番号

現住所

フリガナ
氏 名

電話番号
(連絡先)

1 「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける場合

		特例控除対象特定株式			小 計	控除対象特定株式	合 計
		銘柄	銘柄	銘柄			
		A	B	C	D	E	F
取得に要した金額 の合計額（※1）	①	円	円	円	(A+B+C) 円	円	(D+E) 円
株式の種類ごとの ①の金額の割合	②				(D01/①) %	(E01/①) %	%
①の金額のうち「措置法 第37条の13第1項」の 規定の適用を受ける金額	③				(F03+F02) 円	(F03+E02) 円	(※2) 円
③の金額から20億円 を控除した残額	④				(※3) 円		
株式の銘柄ごとの ①の金額の割合	⑤	(A01/①) %	(B01/①) %	(C01/①) %	100.00	%	%
取得費の調整対象額	⑥	(D04+A03) 円	(D04+B03) 円	(D04+C03) 円			

- ※1 ①欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の金額を、株式の種類ごと（特例控除対象特定株式については、その銘柄ごと）に転記してください。
 ※2 ⑤の③欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄の金額の合計額（「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける年分において、「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用も受ける場合には、当該合計額をそれぞれの規定の適用を受ける株式の取得に要した金額の各合計額の比率などにより按分した後の金額）を転記してください。
 ※3 ⑥の④欄には、⑤の③欄の金額から20億円を控除した残額を記載してください。

2 「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける場合

		銘柄	銘柄	銘柄	合 計
		A	B	C	
取得に要した金額 の合計額（※1）	①	円	円	円	(A+B+C) 円
①の金額のうち「措置法 第37条の13の2第1項」 の規定の適用を受ける金額	②				(※2) 円
②の金額から20億円 を控除した残額	③				(※3) 円
株式の銘柄ごとの ①の金額の割合	④	(A01/①) %	(B01/①) %	(C01/①) %	%
取得費の調整対象額	⑤	(D03+A04) 円	(D03+B04) 円	(D03+C04) 円	円

- ※1 ①欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の金額を、控除対象特定株式の銘柄ごとに転記してください。
 ※2 ④の②欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄の金額の合計額（「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける年分において、「措置法第37条の13第1項」の規定の適用も受ける場合には、当該合計額をそれぞれの規定の適用を受ける株式の取得に要した金額の各合計額の比率などにより按分した後の金額）を転記してください。
 ※3 ⑥の③欄には、⑤の②欄の金額から20億円を控除した残額を記載してください。

(令和5年分以降用)

R5.11

改 正 後

使用目的等

○ この付表は、次の 1 から 3 までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる規定の適用を受けた年の翌年以後の各年分におけるその規定の適用を受けた株式に係る同一銘柄株式の取得価額又は取得費から控除する金額を計算するために使用するものです。

この付表は、「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**」と一緒に提出してください。

1 「措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける場合において、租税特別措置法第37条の13第1項に規定する控除対象特定株式の銘柄が複数あるとき（複数ある銘柄の全てが特例控除対象特定株式[※]に該当し、その適用を受ける金額が20億円以下の場合を除きます。）

※ 「特例控除対象特定株式」とは、措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が5年未満の株式会社であることその他の要件を満たすものにより発行される一定の株式をいいます。

2 「措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額のうち特例控除対象特定株式に係る部分（表面の1における⑧の③欄の金額）が20億円を超えるとき

3 「措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額が20億円を超えるとき

（注） 各特例の適用を受ける銘柄が複数ありこの付表1枚で書ききれない場合は、この付表を複数枚使用してください。

その場合、「小計」欄及び「合計」欄については、適宜、複数ある銘柄全ての合計額（「小計」欄は株式の種類別の合計額）を基に記入し、その記入した「小計」欄又は「合計」欄に基づき、銘柄別の各欄を記入してください。

なお、2枚目以降の「小計」欄及び「合計」欄については、記入の必要はありません。

改 正 前

使用目的

○ この付表は、次の 1 又は 2 に該当する場合に、それぞれに掲げる規定の適用を受けた年の翌年以後の各年分におけるその規定の適用を受けた株式に係る同一銘柄株式の取得価額又は取得費から控除する金額を計算するために使用するものです。

この付表は、「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**」と一緒に提出してください。

1 その年中に取得をした特例控除対象特定株式^{※1}の取得に要した金額の合計額につき「措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額として一定の金額（特例適用控除対象額^{※2}）が20億円を超えるとき

※1 「特例控除対象特定株式」とは、措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が5年未満の株式会社であることその他の要件を満たすものにより発行される一定の株式をいいます。

2 「特例適用控除対象額」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額をいいます。

イ 特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける場合（ロに掲げる場合に該当するときを除きます。）

「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける金額

ロ 租税特別措置法施行令第25条の12第7項に規定する控除対象特定株式（以下単に「控除対象特定株式」といいます。）及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける場合

次の算式により計算した金額

【算式】

$$\text{特例適用控除対象額} = \frac{\text{その年に「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける金額}}{\text{A} + \text{B}} \times \text{B}$$

A = 「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける控除対象特定株式の取得に要した金額

B = 「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける特例控除対象特定株式の取得に要した金額

2 「措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける金額が20億円を超える場合

改 正 後

記載要領等

この明細書は、次の表に掲げる特例の適用を受ける場合に、その適用を受ける株式（特例対象株式）の銘柄ごとに、その株式と同一銘柄の株式も含めて、その異動の状況について作成します。この明細書の記載に当たっては、その株式の発行会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

適用を受ける特例	特例対象株式
1 特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例（指法37の13の3①）	特定株式（指法37の13①） ※ 設立特定株式（指法37の13の2①）を含みます。
2 特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例（指法37の13の3④）	
3 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（指法37の13の3⑦）	
4 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（指法41の18の4③） ※ 令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される令和5年改正前の旧措置法第41条の19を含みます。	特定新規株式（指法41の18の4①）
5 特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（平成20年改正前の指法37の13の3①）	公開等特定株式（平成20年改正前の指令25の12の3②）

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかっこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように記載してください。
 - ① 払込みによる取得・・・・・・・・・ **払込** ^(注1)
 - ② 相対取引による取得・・・・・・・・・ 相対
 - ③ 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・ 相続
 - ④ 譲渡・・・・・・・・・ 譲渡
 - ⑤ 贈与・・・・・・・・・ 贈与
 - ⑥ 株式の分割・・・・・・・・・ 分割
 - ⑦ 株式の併合・・・・・・・・・ 併合
 - ⑧ 株式無償割当て・・・・・・・・・ 無償割当
 - ⑨ 発行会社が解散（合併による解散を除きます。）をし、その清算が終了した場合・清算
 - ⑩ 発行会社が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた場合・・・・・・・・・ 破産

（注） 払込みにより取得をした株式が上の表の特例対象株式に該当しない場合には、○で囲みません。
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを記載してください。また、かっこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように記載してください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を記載してください。
 なお、「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
- 「⑦特定株数」欄には、上の表の1から3まで又は5の特例の適用を受ける場合に、次のイからロを控除した株数を記載してください。
 イ 払込みにより取得をした特例対象株式の数の合計
 ロ 特例対象株式の払込みによる取得の時に以後に譲渡又は贈与をした特例対象株式と同一銘柄株式の数
 なお、株式の分割・併合等があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計})}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + (\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の合計}}$$

※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含みます。
 なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

改 正 前

記載要領等

この明細書は、次の表に掲げる特例の適用を受ける場合に、その適用を受ける株式（特例対象株式）の銘柄ごとに、その株式と同一銘柄の株式も含めて、その異動の状況について記載します。記載に当たっては、その株式の発行会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

適用を受ける特例	特例対象株式
1 特定投資株式の取得に要した金額の控除等（指法37の13①）	特定株式（指法37の13①）
2 設立特定株式の取得に要した金額の控除等（指法37の13の2①）	設立特定株式（指法37の13の2①）
3 特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例（指法37の13の3①）	特定株式（指法37の13の3③）
4 特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例（指法37の13の3④）	
5 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（指法37の13の3⑦）	特定新規株式（指法41の19③）
6 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（指法41の19③） ※ 令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。	
7 特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（平成20年改正前の指法37の13の3③）	公開等特定株式（平成20年改正前の指令25の12の3②）

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかっこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように記載してください。
 - ① 発行会社の設立の際に発行される株式の払込みによる取得・・・・・・・・・ **設立** ^(注1)
 - ② 払込みによる取得（①を除きます。）・・・・・・・・・ **払込** ^(注1、2)
 - ③ 相対取引による取得・・・・・・・・・ 相対
 - ④ 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・ 相続
 - ⑤ 譲渡・・・・・・・・・ 譲渡
 - ⑥ 贈与・・・・・・・・・ 贈与
 - ⑦ 株式の分割・・・・・・・・・ 分割
 - ⑧ 株式の併合・・・・・・・・・ 併合
 - ⑨ 株式無償割当て・・・・・・・・・ 無償割当
 - ⑩ 発行会社が解散（合併による解散を除きます。）をし、その清算が終了した場合・・・・清算
 - ⑪ 発行会社が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた場合・・・・・・・・・ 破産

（注1） 払込みにより取得した株式が特例対象株式に該当しない場合には、○で囲みません。
 （注2） 上の表の2の特例の適用を受ける場合は、○で囲みません。
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを記載してください。また、かっこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように記載してください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を記載してください。
 なお、「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
- 「⑦特定株数」欄には、上の表の3から5まで及び7の特例の適用を受ける場合に、次のイからロを控除した株数を記載してください。
 イ 払込みにより取得した特例対象株式の数の合計
 ロ 特例対象株式の払込みによる取得の時に以後に譲渡又は贈与をした特例対象株式と同一銘柄株式の数
 なお、株式の分割・併合等があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計})}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + (\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の合計}}$$

※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含みます。
 なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

改 正 後

【令和 ____ 年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住 所 (又は 事業所等)	フリガナ 氏 名	電話 () 番 号
---------------------	-------------	------------------

この明細書の記載に当たっては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】を参照してください。
なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

	合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番			
資産の利用状況・面 積		㎡	㎡
居 住 期 間		年 月 ～ 年 月	
譲 渡 先 住所又は所在地 氏 名 又 は 名 称			
譲 渡 契 約 締 結 日		年 月 日	年 月 日
譲 渡 し た 年 月 日		年 月 日	年 月 日
資 産 を 取 得 し た 時 期		年 月 日	年 月 日
譲 渡 価 値 ①	円	円	円
取 得 価 値 ②	円	円	円
得 価 却 費 相 当 額 ③	円	円	円
費 差 引 (② - ③) ④	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑤	円	円	円
居住用財産の譲渡損失の金額 (① - ④ - ⑤) ⑥	円	円	円

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買換えた資産に関する明細

	合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番			
資産の利用状況・利用目的・面 積		㎡	㎡
買 換 資 産 の 取 得 (予 定) 日		年 月 日	年 月 日
居住の用に供した(供する見込)日		年 月 日	
買換資産の取得(予定)価額	円	円	円
買 入 れ 先 住所又は所在地 氏 名 又 は 名 称			
住宅の取得等に要した住宅借入金 等の金額及びその借入先		(借入先)	円

関与税理士名
(電話)

税務署
整理欄

資産課税部門
個人課税部門
純損失
(有・無)

(令和6年分以降適用)

【租税特別措置法第41条の5用】

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

R6.11

改 正 前

【令和 ____ 年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住 所 (又は 事業所等)	フリガナ 氏 名	電話 () 番 号
---------------------	-------------	------------------

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

	合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番			
資産の利用状況・面 積		㎡	㎡
居 住 期 間		年 月 ～ 年 月	
譲 渡 先 住所又は所在地 氏 名 又 は 名 称			
譲 渡 契 約 締 結 日		年 月 日	年 月 日
譲 渡 し た 年 月 日		年 月 日	年 月 日
資 産 を 取 得 し た 時 期		年 月 日	年 月 日
譲 渡 価 値 ①	円	円	円
取 得 価 値 ②	円	円	円
得 価 却 費 相 当 額 ③	円	円	円
費 差 引 (② - ③) ④	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑤	円	円	円
居住用財産の譲渡損失の金額 (① - ④ - ⑤) ⑥	円	円	円

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買換えた資産に関する明細

	合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番			
資産の利用状況・利用目的・面 積		㎡	㎡
買 換 資 産 の 取 得 (予 定) 日		年 月 日	年 月 日
居住の用に供した(供する見込)日		年 月 日	
買換資産の取得(予定)価額	円	円	円
買 入 れ 先 住所又は所在地 氏 名 又 は 名 称			
住宅の取得等に要した住宅借入金 等の金額及びその借入先		(借入先)	円

関与税理士名
(電話)

税務署
整理欄

資産課税部門
個人課税部門
純損失
(有・無)

(令和4年分以降適用)

【租税特別措置法第41条の5用】

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

R4.11

改 正 後

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥)**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
- (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改 正 前

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥)**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
- (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改 正 後

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(令和 ____ 年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住 所 (又 は 事業所等)	フリガナ 氏 名
-------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書第一表⑫及び申告書第三表⑩・⑪の金額の合計額又は申告書第四表⑬の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

(令和6年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

RE.11

改 正 前

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(令和 ____ 年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住 所 (又 は 事業所等)	フリガナ 氏 名
-------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書第一表⑫及び申告書第三表⑩・⑪の金額の合計額又は申告書第四表⑬の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

(令和4年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

RE.11

改 正 後

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から令和7年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。))については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサー参照)。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
(4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。
詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
(2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」(裏面の計算書)など一定の書類(※1)を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります(※2)。

※1 一定の書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。

※2 買換資産に係る住宅借入金等に係る債権者に住宅借入金等特別控除の適用申請書を提出した方は、買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書の添付は必要ありません。

この特例についての詳細は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。

改 正 前

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から令和5年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。))については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサー参照)。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
(4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。
詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
(2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」(裏面の計算書)など一定の書類(※)を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

※ 一定の書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。

この特例についての詳細は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。税務署にお尋ねください。

改 正 後

【令和 ____ 年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住 所 (又は 事業所等)	フリガナ 氏 名	電 話 番 号	()
---------------------	-------------	------------	-----

この明細書の記載に当たっては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】を参照してください。
 なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

	合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番			
資産の利用状況 面 積		m	m
居 住 期 間		年 月 ~ 年 月	
譲 渡 住 所 又 は 所 在 地			
先 氏 名 又 は 名 称			
譲 渡 契 約 締 結 日		年 月 日	年 月 日
譲渡契約締結日の前日における 住宅借入金等の金額及びその借入先	①	(借入先) 円	
譲 渡 し た 年 月 日		年 月 日	年 月 日
資 産 を 取 得 し た 時 期		年 月 日	年 月 日
譲 渡 価 値 額 ②	円	円	円
取 得 価 値 額 ③	円	円	円
得 価 却 費 相 当 額 ④	円	円	円
費 差 引 (③ - ④) ⑤	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑥	円	円	円
特 定 居 住 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 金 額 (② - ⑤ - ⑥) ⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

関 与 税 理 士 名
(電 話)

税 務 署 整 理 欄	資産課税部門	個人課税部門
	純損失 (有・無)	

(令和6年分以降用)

〔租税特別措置法第41条の5の2用〕

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

P6.11

改 正 前

【令和 ____ 年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住 所 (又は 事業所等)	フリガナ 氏 名	電 話 番 号	()
---------------------	-------------	------------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
 なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

	合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番			
資産の利用状況 面 積		m	m
居 住 期 間		年 月 ~ 年 月	
譲 渡 住 所 又 は 所 在 地			
先 氏 名 又 は 名 称			
譲 渡 契 約 締 結 日		年 月 日	年 月 日
譲渡契約締結日の前日における 住宅借入金等の金額及びその借入先	①	(借入先) 円	
譲 渡 し た 年 月 日		年 月 日	年 月 日
資 産 を 取 得 し た 時 期		年 月 日	年 月 日
譲 渡 価 値 額 ②	円	円	円
取 得 価 値 額 ③	円	円	円
得 価 却 費 相 当 額 ④	円	円	円
費 差 引 (③ - ④) ⑤	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用 ⑥	円	円	円
特 定 居 住 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 金 額 (② - ⑤ - ⑥) ⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

関 与 税 理 士 名
(電 話)

税 務 署 整 理 欄	資産課税部門	個人課税部門
	純損失 (有・無)	

(令和4年分以降用)

〔租税特別措置法第41条の5の2用〕

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

P6.11

改 正 後

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)**」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用にそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。) の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改 正 前

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)**」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用にそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。) の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改 正 後

整理番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（令和 年分） 【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 （又 は 所 在 地 等）	フリガナ 氏 名
-------------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は0と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。）	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）	④	
本年分の純損失の金額 （上記④（※1）、申告書第一表⑫及び申告書第三表⑩・⑪の金額の合計額又は申告書第四表⑬の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。）	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）	⑨	

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。

※2 「事業所得の金額」とは、申告書第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1 損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

（令和6年分以降用）

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

P4.11

改 正 前

整理番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（令和 年分） 【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 （又 は 所 在 地 等）	フリガナ 氏 名
-------------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は0と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。）	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）	④	
本年分の純損失の金額 （上記④（※1）、申告書第一表⑫及び申告書第三表⑩・⑪の金額の合計額又は申告書第四表⑬の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。）	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）	⑨	

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。

※2 「事業所得の金額」とは、申告書第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1 損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

（令和4年分以降用）

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

P4.11

改 正 後

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から令和7年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサー参照）。
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
 (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
 (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。

詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（裏面の計算書）など一定の書類（※）を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

※ 一定の書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。

この特例についての詳細は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。

改 正 前

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から令和5年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサー参照）。
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
 (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
 (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。

詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（裏面の計算書）など一定の書類（※）を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

※ 一定の書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。

この特例についての詳細は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。ただ、税務署にお尋ねください。

改 正 後

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

税務署受付印

届出者 住所 (国内の居所) ()

フリガナ

氏 名

個人番号

職 業

連絡先電話番号 ()

令和 年 月 日提出

税務署長

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたため、下記の内容のとおり届出します。

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時にあって、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書(及び租税特別措置法第41条の21第9項各号に定める申告書)の提出年月日 年 月 日 (年 月 日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
(1) 内国法人の特別関係株主等 (2)に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特別関係株主等 のうち一定の者(注)	%	%	%

(注)「一定の者」とは、特例適用投資組合契約に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)

4 その他参考となる事項

関与税理士 電話番号

税務署

この欄には
書かないで
ください。

(資6-95-A4統一)

改 正 前

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

税務署受付印

届出者 住所 (国内の居所) ()

フリガナ

氏 名

個人番号

職 業

連絡先電話番号 ()

令和 年 月 日提出

税務署長

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたため、下記の内容のとおり届出します。

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時にあって、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書(及び租税特別措置法第41条の21第9項各号に定める申告書)の提出年月日 年 月 日 (年 月 日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
(1) 内国法人の特別関係株主等 (2)に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特別関係株主等 のうち一定の者(注)	%	%	%

(注)「一定の者」とは、特例適用投資組合契約に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)

4 その他参考となる事項

関与税理士 電話番号

税務署

この欄には
書かないで
ください。

(資6-95-A4統一)

改 正 後

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

（注） 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

① 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

② 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

③ 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちにこの特例の適用を受けようとする非居住者に係る所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年以内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年 月 日～ 年 月 日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

（注） 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

④ 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

⑤ 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

（注） この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 前

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

（注） 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

① 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

② 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

③ 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちにこの特例の適用を受けようとする非居住者に係る所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年以内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年 月 日～ 年 月 日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

（注） 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

④ 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

⑤ 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

（注） この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 後

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

納税者	住所	氏名	電話番号	()
債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項	資産の種類	土地・宅地・その他 ()	数量	() m ²
		建物等	事務所・工場・その他 ()	() m ²
		工業所有権等	特許権・実用新案権・その他 ()	件
		所在地等		
	取得年月日	年 月 日	取得価額	() 円
	贈与年月日	年 月 日	贈与の時に おける価額	() 円
	贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた権利の種類	借地権・賃借権・使用貸借権・その他 ()		
	贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた部分の割合	% (計算根拠等)		
	贈与後の利用状況			
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称			
	本店又は主たる事務所の所在地			
	資本金又は出資金の額		円	
	常時使用する従業員の数		人	
	法人における 贈与者の役職等	取締役・その他 ()		
	資産を贈与した時	取締役・その他 ()		
債務処理計画 に関する事項	計画策定の基とした準則			
	計画に定められている 債務免除等の金額		円	
	計画に定められている 債務免除等を行う金融機関等			
保証債務の 一部履行に関する事項	主たる債務者	贈与を受けた法人・その他 ()		
	債権者	氏名又は名称 住所又は所在地		
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額
		年 月 日		円
	保証債務の一部 履行に関する事項	保証債務の一部を履行した年月日	保証債務の一部を履行した金額	求償権の額
		年 月 日	円	円
	資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の(見込み)残高		円	

関与 税理士名	(電話)
------------	-------

税務署 整理欄	登録税理士 名 姓 名 号
------------	------------------

(資6-96-A4統一)
(平成26年4月1日以後贈与用)

R5.11

改 正 前

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

納税者	住所	氏名	電話番号	()
債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項	資産の種類	土地・宅地・その他 ()	数量	() m ²
		建物等	事務所・工場・その他 ()	() m ²
		工業所有権等	特許権・実用新案権・その他 ()	件
		所在地等		
	取得年月日	年 月 日	取得価額	() 円
	贈与年月日	年 月 日	贈与の時に おける価額	() 円
	贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた権利の種類	借地権・賃借権・使用貸借権・その他 ()		
	贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた部分の割合	% (計算根拠等)		
	贈与後の利用状況			
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称			
	本店又は主たる事務所の所在地			
	資本金又は出資金の額		円	
	常時使用する従業員の数		人	
	法人における 贈与者の役職等	取締役・その他 ()		
	資産を贈与した時	取締役・その他 ()		
債務処理計画 に関する事項	計画策定の基とした準則			
	計画に定められている 債務免除等の金額		円	
	計画に定められている 債務免除等を行う金融機関等			
保証債務の 一部履行に関する事項	主たる債務者	贈与を受けた法人・その他 ()		
	債権者	氏名又は名称 住所又は所在地		
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額
		年 月 日		円
	保証債務の一部 履行に関する事項	保証債務の一部を履行した年月日	保証債務の一部を履行した金額	求償権の額
		年 月 日	円	円
	資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の(見込み)残高		円	

関与 税理士名	(電話)
------------	-------

税務署 整理欄	登録税理士 名 姓 名 号
------------	------------------

(資6-96-A4統一)
(平成26年4月1日以後贈与用)

R5.11

改 正 後

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

1 使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の2の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記2(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

2 記載要領等

(1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、() 内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」といいます。）の場合

$$\frac{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)}}{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積}} \times \frac{A}{A + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}}$$

ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

$$\frac{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし、専ら供されている部分の面積}}{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし、他の部分とに併用されている部分の面積}} \times \frac{\text{当該建物等の床面積のうち上記の算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}}{\text{当該建物等の床面積}}$$

ハ 贈与した資産が工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除きます。以下「工業所有権等」といいます。）の場合

$$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$$

(2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

(3) 「債務処理計画に関する事項」欄

イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援協議会及び中小企業活性化全国本部が定める準則（（注）中小企業活性化全国本部が再生支援を行う場合はこの特例の対象にはなりません。）、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。

ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限ります。）をいいます。

改 正 前

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

1 使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の3の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記2(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

2 記載要領等

(1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、() 内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」といいます。）の場合

$$\frac{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)}}{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積}} \times \frac{A}{A + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}}$$

ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

$$\frac{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし、専ら供されている部分の面積}}{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし、他の部分とに併用されている部分の面積}} \times \frac{\text{当該建物等の床面積のうち上記の算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}}{\text{当該建物等の床面積}}$$

ハ 贈与した資産が工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除きます。以下「工業所有権等」といいます。）の場合

$$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$$

(2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

(3) 「債務処理計画に関する事項」欄

イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援全国本部及び協議会が定める準則（（注）中小企業再生支援全国本部が再生支援を行う場合はこの特例の対象にはなりません。）、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。

ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限ります。）をいいます。

改 正 後

【令和__年分】

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

整理番号

住 所	フリガナ氏 名	職業	関与税理士名 (電 話)	()
電話番号 (連絡先)				

所得金額 分離課税	事業（営業等）	①	
	雑	②	
	総合課税・一時	③	
	申告書一表①から④の合計	④	
	総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④)	⑤	
	申告書三表①から③の合計	⑥	
	一般株式等の譲渡	⑦	
	上場株式等の譲渡	⑧	
	上場株式等の配当等	⑨	
	先物取引	⑩	
	申告書三表④から⑥の合計	⑪	
所得から差し引かれる金額 (申告書第一表⑫)		⑫	
課税される所得金額	⑤ 対応分	⑬	, 000
	⑥ 対応分	⑭	, 000
	⑦⑧ 対応分	⑮	, 000
	⑨ 対応分	⑯	, 000
	⑩ 対応分	⑰	, 000
税金の計算	⑪ 対応分	⑱	
	⑩ 対応分	⑲	
	⑪ 対応分	⑳	
	⑫ 対応分	㉑	
	⑬ 対応分	㉒	
⑭から⑱までの合計		㉓	

税金の計算	所得税額から差し引かれる金額 (申告書第一表①から④の合計)	㉔	
	差引所得税額 (㉔-㉓)	㉕	
	災害減免額	㉖	
	所得引所得税額 (㉕-㉖)	㉗	
	令和6年分特別税額控除 (3万円×人数)	㉘	
	再々差引所得税額（基本所得税額） (㉗-㉘)（赤字のとき100）	㉙	
	復興特別所得税額 (㉙×2.1%)	㉚	
	所得税及び復興特別所得税の額 (㉙+㉚)	㉛	
	外国税額控除等	㉜	

納税猶予税額の計算	
(申告書第一表①-④-⑤)の金額	㉝
(㉙-㉚)の金額	㉞
納税猶予分の所得税額等 (㉙-㉚) (㉞)	㉟ 00
申告書第一表㉟欄の金額	㊱ 00
納税猶予税額	㊲ 00
㊲<㉟-㉞の金額	
㊲≥㉟-㉞の金額	㊳ 00

※ ㉞の金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額	
㉟-㊲	㊴ 00

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)
遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日
確定申告における納税猶予税額	㊵ 00
増加する納税猶予税額 (㊵-㊲)	㊶ 00

(注) ㉞の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

(資6-101-A4統-1) B5.11

改 正 前

【令和__年分】

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

整理番号

住 所	フリガナ氏 名	職業	関与税理士名 (電 話)	()
電話番号 (連絡先)				

所得金額 分離課税	事業（営業等）	①	
	雑	②	
	総合課税・一時	③	
	申告書一表①から④の合計	④	
	総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④)	⑤	
	申告書三表①から③の合計	⑥	
	一般株式等の譲渡	⑦	
	上場株式等の譲渡	⑧	
	上場株式等の配当等	⑨	
	先物取引	⑩	
	申告書三表④から⑥の合計	⑪	
所得から差し引かれる金額 (申告書第一表⑫)		⑫	
課税される所得金額	⑤ 対応分	⑬	, 000
	⑥ 対応分	⑭	, 000
	⑦⑧ 対応分	⑮	, 000
	⑨ 対応分	⑯	, 000
	⑩ 対応分	⑰	, 000
税金の計算	⑪ 対応分	⑱	
	⑩ 対応分	⑲	
	⑪ 対応分	⑳	
	⑫ 対応分	㉑	
	⑬ 対応分	㉒	
⑭から⑱までの合計		㉓	

税金の計算	所得税額から差し引かれる金額 (申告書第一表①から④の合計)	㉔	
	差引所得税額 (㉔-㉓)	㉕	
	災害減免額	㉖	
	所得引所得税額 (㉕-㉖)	㉗	
	令和6年分特別税額控除 (3万円×人数)	㉘	
	再々差引所得税額（基本所得税額） (㉗-㉘)（赤字のとき100）	㉙	
	復興特別所得税額 (㉙×2.1%)	㉚	
	所得税及び復興特別所得税の額 (㉙+㉚)	㉛	
	外国税額控除等	㉜	

納税猶予税額の計算	
(申告書第一表①-④-⑤)の金額	㉝
(㉙-㉚)の金額	㉞
納税猶予分の所得税額等 (㉙-㉚) (㉞)	㉟ 00
申告書第一表㉟欄の金額	㊱ 00
納税猶予税額	㊲ 00
㊲<㉟-㉞の金額	
㊲≥㉟-㉞の金額	㊳ 00

※ ㉞の金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額	
㉟-㊲	㊴ 00

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)
遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日
確定申告における納税猶予税額	㊵ 00
増加する納税猶予税額 (㊵-㊲)	㊶ 00

(注) ㉞の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

(資6-101-A4統-1) B5.11

改 正 後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

1 使用目的

この計算書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等^(注1)」について国外転出時課税制度^(注2)の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずに所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

(注 1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する「適用資産」、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する「適用贈与資産」又は同条第 2 項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

(注 2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定をいいます。

(2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第 151 条の 6 第 1 項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第 904 条の 2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 1 号
民法第 787 条（認知の訴え）又は第 892 条から第 894 条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第 884 条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第 919 条第 2 項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 2 号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 3 号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 4 号 (所令第 273 条の 2 第 1 号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 4 号 (所令第 273 条の 2 第 2 号)

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。

なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

1 使用目的

この計算書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等^(注1)」について国外転出時課税制度^(注2)の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずに所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

(注 1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する「適用資産」、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する「適用贈与資産」又は同条第 2 項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

(注 2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定をいいます。

(2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第 151 条の 6 第 1 項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第 904 条の 2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 1 号
民法第 787 条（認知の訴え）又は第 892 条から第 894 条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第 884 条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第 919 条第 2 項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 2 号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 3 号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 4 号 (所令第 273 条の 2 第 1 号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 4 号 (所令第 273 条の 2 第 2 号)

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。

なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の選任届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

[illegible]

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の選任届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

所得税・消費税の納税管理人の選任届出書に併せて提出してください。		所得税・消費税の納税管理人の選任届出書に併せて提出してください。		所得税・消費税の納税管理人の選任届出書に併せて提出してください。		所得税・消費税の納税管理人の選任届出書に併せて提出してください。	
1	納税地	(〒)	(〒)	(〒)	(〒)	(〒)	(〒)
2	上記1)の区分	住所・居住地・事業所等	住所・居住地・事業所等	住所・居住地・事業所等	住所・居住地・事業所等	住所・居住地・事業所等	住所・居住地・事業所等
3	上記1)以外の住所・事業所等	(〒)	(〒)	(〒)	(〒)	(〒)	(〒)
4	氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
5	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
6	個人番号						
7	職業						
8	屋号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
9	法施行地外の住所又は居所						
10	出国(予定)年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
11	帰国予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
12	国内で生じる所得内容	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()
13	納税管理人の住所	(〒)	(〒)	(〒)	(〒)	(〒)	(〒)
14	納税管理人の氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
15	納税管理人の生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
16	その他						
※ 整理欄(記載不要)							

整理番号	0	0	0	0	0	0	0
番号確認	理元確認						
確認書類	種類						
届出	届出						

(令和6年分以降用)

改 正 後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の選任届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、その付表として使用するものです。

2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」の「2 選任・解任した納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うことになりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

なお、この付表の「13 納税管理人の住所」欄、「14 納税管理人の氏名」欄及び「15 納税管理人の生年月日」欄については、既に納税管理人を定めている方のみ記載します。

また、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の選任届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、その付表として使用するものです。

2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」の「2 選任・解任した納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うことになりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

また、「13 納税管理人の住所」欄、「14 納税管理人の氏名」欄及び「15 納税管理人の生年月日」欄については、既に納税管理人を定めている方のみ記載します。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

改正後

次 葉				
申告又は通知に係る税額及び更正の請求による課税標準等又は税額等 (贈 与 税)				
	区 分		請 求 額	
I 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	円	
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②		
	配偶者控除額	③		
	暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④		
	暦年課税に係る基礎控除額	⑤	1,100,000	
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	,000	
	⑥に対する税額	⑦		
	外国税額の控除額	⑧		
	医療法人持分税額控除額	⑨		
	差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩		
II 相続時精算課税分	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪		
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫		
III 合 計	課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑬		
	差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)	⑭	00	
	農地等納税猶予税額	⑮	00	
	株式等納税猶予税額	⑯	00	
	特例株式等納税猶予税額	⑰	00	
	医療法人持分納税猶予税額	⑱	00	
	事業用資産納税猶予税額	⑲	00	
	申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳	00	
	更正の請求前の	差引税額の合計額(納付すべき税額)	㉑	00
		納税猶予税額の合計額	㉒	00
申告期限までに納付すべき税額		㉓	00	
	差引税額の合計額(納付すべき税額)の減少額(㉑-㉒)	㉔	00	
	申告期限までに納付すべき税額の減少額(㉓-㉔)	㉕	00	

(資15-1-4-1-A4統一)

(令和6年分以降用)

改正前

次 葉				
更正の請求による課税標準等又は税額等 (贈 与 税)				
	区 分		請 求 額	
I 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	円	
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②		
	配偶者控除額	③		
	暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④		
	基礎控除額	⑤	1,100,000	
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	,000	
	⑥に対する税額	⑦		
	外国税額の控除額	⑧		
	医療法人持分税額控除額	⑨		
	差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩		
II 相続時精算課税分	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪		
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫		
III 合 計	課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑬		
	差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑩+⑫)	⑭	00	
	農地等納税猶予税額	⑮	00	
	株式等納税猶予税額	⑯	00	
	特例株式等納税猶予税額	⑰	00	
	医療法人持分納税猶予税額	⑱	00	
	事業用資産納税猶予税額	⑲	00	
	申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳	00	
	更正の請求前の	差引税額の合計額(納付すべき税額)	㉑	00
		納税猶予税額の合計額	㉒	00
申告期限までに納付すべき税額		㉓	00	
	差引税額の合計額(納付すべき税額)の減少額(㉑-㉒)	㉔	00	
	申告期限までに納付すべき税額の減少額(㉓-㉔)	㉕	00	

(資15-1-4-1-A4統一)

(令和4年分以降用)

改 正 後

次 葉		特定贈与者の氏名	
更正の請求による課税標準等又は税額等 (贈 与 税 - 付 表 1) 〔 相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕			
相 続 時 精 算 課 税 分	区 分		請 求 額
	財産の価額の合計額（課税価格）	㉔	円
	特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額（注2）	㉕	
	相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円×㉔÷㉕）	㉖	
	㉔の控除後の課税価格（㉔－㉖）	㉗	
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 （最高2,500万円）	㉘	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉘）	㉙	
	特別控除額（㉗の金額と㉙の金額のいずれか低い金額）	㉚	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉚－㉘）	㉛	
	㉗の控除後の課税価格（㉗－㉚）	㉜	, 000
	㉜に対する税額（㉜×20%）	㉝	00
	外国税額の控除額	㉞	
	差引税額（㉝－㉞）	㉟	

（注1） この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。
（注2） 特定贈与者ごとの付表1の㉔の金額の合計額を記載します。

(資15-1-4-2-A4統一)

(令和6年分以降用)

改 正 前

次 葉		特定贈与者の氏名	
更正の請求による課税標準等又は税額等 (贈 与 税 - 付 表 1) 〔 相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕			
相 続 時 精 算 課 税 分	区 分		請 求 額
	財産の価額の合計額（課税価格）	㉔	円
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 （最高2,500万円）	㉕	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉕）	㉖	
	特別控除額（㉔の金額と㉖の金額のいずれか低い金額）	㉗	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉗－㉕）	㉘	
	㉔の控除後の課税価格（㉔－㉗）	㉙	, 000
	㉙に対する税額（㉙×20%）	㉚	00
	外国税額の控除額	㉛	
	差引税額（㉚－㉛）	㉜	

（注） この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

(資15-1-4-2-A4統一)

(令和4年分以降用)

改正後

次 業

更正の請求による課税標準等
(贈 与 税 一 付 表 2)

住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書

区 分		請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔ 円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕
	住宅資金非課税限度額 (1,000 万円又は 500 万円)	㉖
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉗
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉘
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉗+㉘)	㉙
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉗)	㉚
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉘)	㉛

(令和 6 年分用)

(資 15-1-4-3-A 4 統一)

改正前

次 業

更正の請求による課税標準等
(贈 与 税 一 付 表 2)

住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書

区 分		請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉓ 円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉔
	住宅資金非課税限度額 (1,000 万円又は 500 万円)	㉕
	令和 4 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉖
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉕-㉖)	㉗
	㉓のうち非課税の適用を受ける金額	㉘
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉙
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉘+㉙)	㉚
	㉓のうち課税価格に算入される金額 (㉓-㉘)	㉛
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉙)	㉜

(令和 5 年分用)

(資 15-1-4-3-A 4 統一)

改 正 後

次 業

更正の請求による課税標準等
(贈 与 税 一 付 表 3)

震災に係る住宅取得等資金の非課税の
適用を受けている場合の計算明細書

区 分		請 求 額
(震災特例法の) 住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㊦ 円
	住宅取得等資金の合計額 2	㊧
	住宅資金非課税限度額 (1,500 万円又は 1,000 万円)	㊨
	㊦のうち非課税の適用を受ける金額	㊩
	㊧のうち非課税の適用を受ける金額	㊪
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㊩+㊪)	㊫
	㊦のうち課税価格に算入される金額 (㊦-㊩)	㊬
	㊧のうち課税価格に算入される金額 (㊧-㊪)	㊭

(令和 6 年分用)

(資 15-1-4-4-A 4 統一)

改 正 前

次 業

更正の請求による課税標準等
(贈 与 税 一 付 表 3)

震災に係る住宅取得等資金の非課税の
適用を受けている場合の計算明細書

区 分		請 求 額
(震災特例法の) 住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㊦ 円
	住宅取得等資金の合計額 2	㊧
	住宅資金非課税限度額 (1,500 万円又は 1,000 万円)	㊨
	令和 4 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㊫
	住宅資金非課税限度額の残額 (㊨-㊫)	㊬
	㊦のうち非課税の適用を受ける金額	㊩
	㊧のうち非課税の適用を受ける金額	㊪
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㊩+㊪)	㊭
	㊦のうち課税価格に算入される金額 (㊦-㊩)	㊬
	㊧のうち課税価格に算入される金額 (㊧-㊪)	㊭

(令和 5 年分用)

(資 15-1-4-4-A 4 統一)